矯正図書館

刑政

昭和十六年六月二十八日印刷納本昭和十六年七月一日發行　刑政第五十四卷第七號

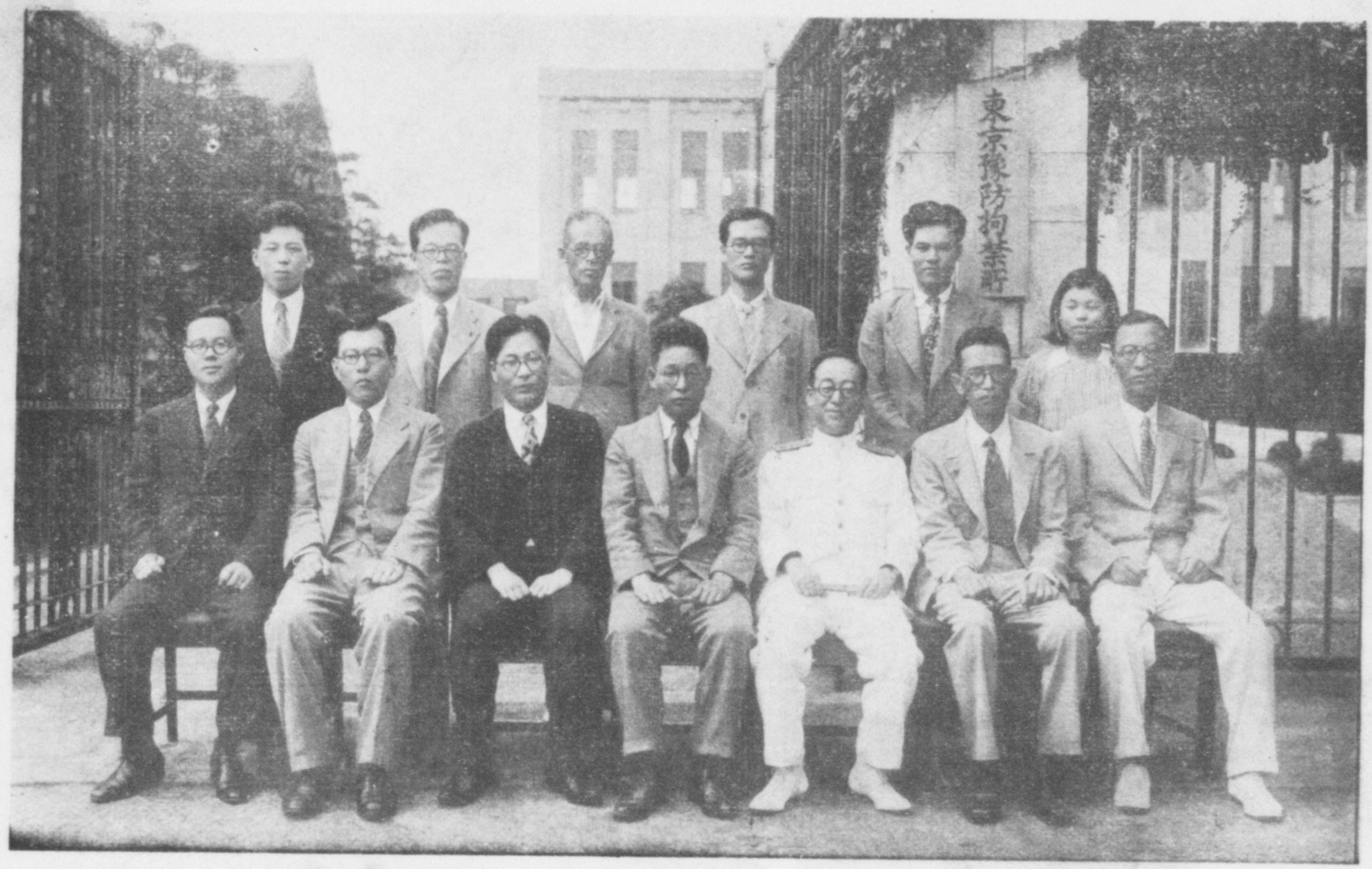
第五十四卷　七月號　第七號

豫防拘禁特輯號

豫防拘禁所經營論	正木亮	二
豫防拘禁制度に就て	安達勝清三	
豫防拘禁所教導に就て	小川太郎	三
豫防拘禁關係法令		三
豫防拘禁關係文献		六

財團法人　刑務協會發行

矯正図書館



東京豫防拘禁所正門と同所員諸氏

刑政第54巻第7号

矯正図書館

刑政

七月號

第五十四卷
第七號

豫防拘禁所經營論

正木亮

目次

一 緒言
二 豫防拘禁所とは何か
三 豫防拘禁所所管論
四 豫防拘禁委員會
五 被拘禁者の人格檢査
六 被拘禁者の分類
七 戒護
八 處遇
イ 臣民としての指導
ロ 家庭人としての更生
ハ 勤勞と慰安
ニ 給養
九 釋放

一 緒言

第七十六回帝國議會に於て治安維持法改正法律案が通過した。此の法律は思想犯罪概念に新たなる觀點を付したこと（と刑事手續に於て新機軸を出したこと、殊に檢事に强制權力を賦與したことに於て、現代のわが國刑事政策に大きな波紋をゑがいたことであるが、それにもまして大きな影響を與へたのは保安處分を實施に導いたことであつた。

保安處分が現代の刑法立法に於て躍動を始めたのは十九世紀の末葉からであつた。殊に歐洲第一次大戰後の各國の刑法立法事業に於ては刑法改正の核心をなしたものであつたが、しかもその實施に導かれたものは一九三一年以降に於けるイタリヤ現行刑法に過ぎなかつた。

しかく保安處分の必要を認めつつも、それが實施の斷行に躊躇せられたる所以のものは、要するに保安處分が罪なくして人を拘束するところにその原因があつた。しかし、今日の如く高度國防國家の體制下に於ては國家の利益と個人の利益とが比較檢討されねばならなくなつた。その關係は犯罪防遏對策の上にも考へられねばならなくなつた。公益優先の原則は、かくして刑法の上にも考慮されねばならなくなつて來たのである。ナチス・ドイツに於て、一九三四年以來罪刑法定主義が捨てられ、そして慣習犯人に對する豫防拘禁制度が是認されるに到つたが、それは實に今日のドイツを作る前提であつたのである。

今次の帝國議會に於ては現行刑事訴訟法の鐵則を破つて國防保安法と治安維持法に關する限り檢事に强制權が與へられ、治安維持法違反者に對して豫防拘禁といふ保安處分が是認せられ、實施されることとなつた。之もわが國が戰時體制下にある以上當然の歸結である。しかし、それにしても保安處分か犯罪對策の線上にあらはれて來たことは實に大きな出來事であり、現代刑事政策の革新でもあるのである。

議會の速記錄を讀むと是等の出來事が非常に疑念を持たれて居る。その一は强權を賦與された檢事や警察官が之を

濫用し、その二は豫防拘禁によつて人權蹂躙の處れなきやといふ點に歸着するのである。檢察に對する監察制度が構成されたり、豫防拘禁委員會が設置されるに至つたのは、實にかうした世の疑念に對する安全辯でもあつたのである。

けれども、かうした制度は徒らに官吏の强權を擴大するといふが如き權勞慾の發露ではなくて、全く國家の防衞上已むを得ざるに出づるものである以上、豫防拘禁制度の如く誤解され易い制度は特に合理的に組織せらるべきである。況んや此の制度が罪なくして拘束せんとする保安處分なるに於てをやである。

しかし、保安處分は行刑のそれの如く豐かなる先例を持たない。保安處分に關する理論は相當に檢討を重ねられ居るけれども實際問題に付ての經驗は極めて乏しい。それだけに今次の豫防拘禁の經營に付ては愼重なる研究が要求されるのである。わたくしは曩に雜誌昭德に於て「豫防拘禁の理論と實際」なる一文を發表した（昭德第六卷第六號第一〇頁以下）。それは主として文獻に基いてのわたくしの判斷に過ぎなかつた。

今日は既に現實の問題として各方面から忌憚なき經營論が徵されて然るべき時機となつたやうである。この際、刑事學の一學徒としてのわたくしの經營論を披瀝することはむしろわたくしの義務でもあるやうに思はれる。敢て一文を草する所以である。

二　豫防拘禁所とは何か

豫防拘禁所は刑務所ではない。之をドイツのやうに法律を以て定義を作るとすれば「豫防拘禁の目的は受刑者が自由刑に服しその罪を贖ひたる後之を監置して無害化となし爾後の犯罪に對して國民協同體を防衞する」（一九三四年

五月一日自由刑の執行及自由剝奪を伴ふ保安竝矯正處分執行規則第三編第一六條）自由剝奪所である。その贖罪後に於ける人を拘束する場所なるが故に刑務所と異つた場所であり、施設でなくてはならぬといふことになるのである。

刑務所が贖罪の場所で、豫防拘禁所が贖罪の場所でないといふことから兩者の設備が必然的に異らねばならぬやうに考へる人が尠くない。甚しきに至つては、豫防拘禁所は刑務所と異ることを明かにするが爲に、豫防拘禁所の外見は之を普通社會の設備と同じくし、內容を嚴格なるものにしようと考へる人さへある。しかし、かやうな考へ方は非常なる誤謬である。ドイツの刑事學者殊に刑罰と保安處分との差異を應報の有無に置く刑事學者でさへも、應報といふことを慘虐と同視すべからざることを述べて居る。兩者の垣根となるべき應報といふのは觀念上の應報であるのである。觀念上の應報といふのは法律上に於ける正義心を意識せしめることである。だから、それが刑務所であるといふことは人皆が犯行を贖ふ場所であるといふ認識を持つ必要があり、それが豫防拘禁所であるといふことはその認識を强要する必要がない場所であればよいのである。

その觀念の差異さへ明かにすることが出來るならば、刑務所も豫防拘禁所も同一の場所に置かれて差支へないものである。故に、ドイツの豫防拘禁所が刑務所の一角に置かれ又今次のわが豫防拘禁所が豐多摩刑務所の一角に置かれたのも皆その理由から出發する。

しかし、豫防拘禁に付せらるる者、もと犯罪人である。刑事責任なしといふも過去の行爲に對する人の倫理的贖罪感は捨てらるべきものではない。又その前科が抹消せられざる限り、それらの人に對する豫防拘禁は畢竟世人の眼には刑務所と異るものではない。その意味に於て實際問題として豫防拘禁所の存在が刑務所のそれと異るべく努力せらるべきことは當然のことである。

今次の改正治安維持法に於て第六十五議會のそれの如く刑務所の區劃内に於て執行を爲し得る規定を置かなかつたことは蓋し此の點を明かにしたものと認めることが出來るのである。

されば豫防拘禁所は能ふ限り速かに刑務所より分離して贖罪感を強制しないところの設備たらしめる必要があることとなるのである。さやうな點より曾てイギリスの豫防拘禁所は刑務所と外觀を異にした。しかし事實に於てその點の效果はあらはれないで、竟に舊い監獄を利用することになつた。つまり豫防拘禁所を設備の上で刑務所と區別しようとしても、それは無意味であるといふことが示されたことになるのである。

然らば、豫防拘禁所はどんな設備にしたならば一番よいか、といふ結論が要求されて來るのであるが、それに對してわたくしは今日の日本に於て最もふさはしい豫防拘禁所は修養道場式の豫防拘禁所を作ることであると思ふ。刑務所といひ保安處分所といひ必ずしもパノプチコンやパヴイリオン建築たることを要件とするものではない。かやうな建築は監獄學發展の過程に過ぎない。若も刑罰の贖罪感を強要することなく而もその設備内に於て十分なる隔離と改悛とを期待しようとするならば修養道場式の豫防拘禁所を設立することが決して夢物語に終るべきものではない。

保安處分に於ては刑罰の贖罪感が絶對に避けられねばならぬ。しかし苟も犯罪の經歷に對して人間の倫理感が刑期の滿了によつて拭ひ去られるものではない。刑罰の贖罪感は之を避け得ても人間としての罪惡に對する贖罪感、人間の責任感は之を避くべきものではない。そこに修養が必要となるのである。そしてさやうな贖罪感、そしてそれに立脚するところの改悛は修養道場式の設備に如くものはない。

わたくしは「豫防拘禁の理論と實際」に於て豫防拘禁所を精神入替所たらしめよといつたがかくすることは上述の設備によつて期待することが出來るであらう。

次に豫防拘禁所は現代國家への反逆者を收容するところである。之が隔離の完璧を期することはいはば豫防拘禁の生命でもあるのである。その意味に於てドイツのコンチエントラチオンスラガーが周壁に電流を通じたことも首肯し得られるのである。わたくしはかくの如き過嚴なる設備を要求するものではないが、しかし拘禁に反抗する一團の人人の爲に嚴正なる隔離場所を設けることは必要であらう。

第三にその日常生活に於ては常に自由濶達なる生活を營むに足るべき施設をなす必要があらう。國家は被拘禁者と戰爭を試みるものではない。その證據には治安維持法第五十三條に「豫防拘禁ニ附セラレタル者ハ豫防拘禁所ニ之ヲ收容シ改悛セシムル爲必要ナル處置ヲ爲スベシ」と規定されて居る。されば所内に於て可及的なる自由生活を享受せしめることはむしろ彼等が法律生活に服從する第一段階ともなるのである。

要するに豫防拘禁所は被拘禁者を日本人として更生せしむるに足る修養場に、そして反抗をつづける者に對しては嚴然たる隔離所として且反抗を拋棄する人人に對してはむしろ心よい場所として設備する必要があるといふことになるのである。

三　豫防拘禁所の所管

豫防拘禁所は之を何れに所管せしむべきかといふことが考へられる。わが國の如く行刑と保護とが制度上完全に區別せられ、拘禁前の犯人及び滿期後の刑餘者及び執行猶豫者の處置を總て保護局の所管に屬せしめて居るところに於ては、一應豫防拘禁所も亦保護局の所管に屬せしむる理由を認めることが出來る。又拘禁の特質上未決拘禁と豫防拘禁の如き刑の執行に關せざるものは曾てのドイツの裁判監獄の如く之を刑事局の所管に屬せしむる理由を認め得る。

しかし、豫防拘禁は決して之を前刑と分離して考へらるべきものではない。應報感の垣根は設けられて居ても、本人を日本人に更生せしめようといふ改悛處置に付ては兩者共に異るべきことはない。前刑中の改悛處置と豫防拘禁のそれとが無關係であるなればそれらの處置は全く無目的的なものといはねばならない。

わたくしは從來刑と保安處分との結合よりも不定期刑の合理性を主張して居る。そしてその最大の理由は兩者のつながりを一貫するに易きが故であるのである。若し行刑と保安處分とがよきつながりによつて結びつけられ正しき一貫したる改悛處置が講ぜらるるならば敢て不定期刑を固執するまでもない。しかし、それが爲には豫防拘禁所の所管は必然的に行刑局に屬せねばならぬことになるのである。

イギリスの豫防拘禁所が內務省行刑局に屬し、ドイツのそれが又司法省行刑局の所管に屬して居る原由は皆そこにある。そしてそのことは結局に於て兩者の性質の異同が強く論ぜられては居るものの實際問題としては兩者が全く同じ目的の上につながることを證明せられて居ることになるのである。

わが國の豫防拘禁所が行刑局の所管とせられたのも結局上述の理由に基くときは極めて當然のことであるし、又昭和十六年五月十四日司法省令第五十號豫防拘禁處遇令が從來の監獄法規と殆ど軌を一にして居るのは當局が刑罰と保安處分との連絡の必要を認めた結果といふべきであらう。

右の如くわたくしは今回豫防拘禁の執行が行刑局の所管とされたことに滿足はするけれども、然らば何故に豫防拘禁處遇令は豫防拘禁者の刑務所に於ける最後の成績をそのままうけついで執行を繼續しなかつたのであらうか。監獄法規と豫防拘禁法規とが今回の如く全然無關係に制定されて居る以上、兩者の間を一貫して居る改悛處置は到底期待することが出來ないのではなからうか。

わたくしは治安維持法第五十三條が規定せる「改悛セシムル爲必要ナル處置ヲ爲スベシ」といふことが眞劍に考慮を拂はるるならば必ず豫防拘禁處遇令に於て「豫防拘禁ノ執行ヲ受クル者ニハ刑罰執行ノ最後ノ時ニ於ケル成績ヲ基礎トシテ改悛ノ處置ヲ繼續スベシ」といふ原則規定の置かれなかつたことを理解することが出來ないのである。

若し、それ、かくの如き原則の確立せられざりしの故を以て刑務所長と豫防拘禁所長との間に何等の連絡がとれなかつたとしたら、豫防拘禁制度の是認は行刑機構の攪亂を來すのみといひ得よう。今からでも決して遲くはない。更に兩者間を結ぶ共通規程を設ける必要のあることを提言して置き度い。

四　豫防拘禁委員會

豫防拘禁委員會とは行刑に於ける刑務委員會制度が此處に具體化したものである。回顧すれば昭和四年わたくしが「行刑上の諸問題」に於て刑務委員會の必要なることを力說し、爾來之を強調反覆してより以來、十三年目にその制度が愈々豫防拘禁制度を通じてわが刑事政策界に御目見得することになつたのである。その意味に於ても、今次の治安維持法改正は大きな事業であつたといへよう。

豫防拘禁委員會は昭和十六年五月十四日公布勅令第五百五十八號豫防拘禁委員會官制を以て組織せられ、その權限は治安維持法第一章に揭げられたる罪を犯し刑に處せられたる者其執行を終り釋放せらるべき場合に於て釋放後に於て更に同章に揭ぐる罪を犯すの虞あること顯著なる場合、又は刑の執行猶豫の言渡を受けたる者、思想犯保護觀察法により保護觀察に付せられ居る場合に於て保護觀察に依るも同章に揭ぐる罪を犯すの虞あること顯著なる場合に於て（治維法第三九

條)、此等の者を豫防拘禁に付するの可否に關して意見を決定すること(治維法第四〇條)、豫防拘禁期間の更新の適否に關し意見を決定すること(治維法第五五條)豫防拘禁の必要なきに至りたる場合の退所に關する意見決定(治維法第五八條)及び豫防拘禁の免除に關する意見決定をなす(治維法第五九條)ことであつて、委員會の性質は檢事の諮問機關である。

諮問機關ではあるけれども、被拘禁者の運命を左右すると同時に國家の治安に重大なる關係を持つものであるから、その審査は形式的なものであつてはならない。從つて豫防拘禁委員は被拘禁者の行狀・心理狀態・思想動向・改悛の程度等を十分に察知出來る人人を以て構成する必要がある。今豫防拘禁委員會官制第二條を見るに、委員會は會長一人及委員六人を以て組織せられ豫備委員は四人とされて居る。會長委員及豫備委員は司法部內高等官及學識經驗ある者の中より司法大臣が之を任命することとなつたが、今回發表されたところによると會長は檢事正、委員豫備委員は豫防拘禁の請求又は裁判に關係のない判事、檢事、刑務所長、辯護士、司法保護事業關係者、警察部長、特高課長、醫師等の中より選ばれて居る。

そこで、わたくしはこの豫防拘禁委員會がかの保護觀察審査會が動もすれば陷つた如く形式化せざることを提言して置きたい。保護觀察審査會の組織構成も豫防拘禁委員會と大同小異である。而もその運營は動もすれば只單に保護司の報告聽取に過ぎない點が多い。審査會としての彈力を持たぬ委員會に期待のかけられよう筈がないのである。わたくしはその過去の經驗に立脚して、特に此の委員會に彈力性の持たれることを切望して已まない。委員會の彈力性は委員の調査力と刑事政策的熱意が必要となるのである。

惟へば、豫防拘禁所は非轉向者より國家を防禦せんとする重大なる役割を持つのである。その防共堡壘としての豫

防拘禁所の中核體たるべき委員會がお座なりに開かるるが如きことがあつては委員會の存在の價値はない。わたくしは、この度、前橋豫防拘禁委員會長を拜命することになつた。しかし恐らく當分の間此の委員會のお世話になるが如き非轉向者は一人も生れないであらう。けれども、わたくしの委員會には對象者はなくとも十分の仕事はあるのである。少くとも一ケ月に一回委員會を開いて防共に關する研究を續けて置くことも之委員としての重責であることを確信する。わたくしはせめてもわたくしの委員會に於てはさやうに經營して行き度いと考へて居る。

五　被拘禁者の人格檢査

豫防拘禁の對象者となる者は、前述したやうに、滿刑期時に於ける非轉向者、執行猶豫を受けつつある非轉向者及び保護觀察に付せられ居る非轉向にして再び罪を犯す虞れある者であるか、それ等の者を豫防拘禁所に收容したる場合に於て豫防拘禁所としては先づ如何なる處置を執るべきであらうか。

その點に付てわたくしは對象者の人格檢査部を設ける必要があると思ふ。卽ち、わが國今次の豫防拘禁は思想的確信犯人の隔離であると同時に改悛處置を講ずることを以てその目的とする。そしてその改悛の處置はわたくしが屢々主張する精神の入替をすることである。精神の入替とはわが國體への反逆心を拋棄せしめ、臣道に徹するの精神を養はしめることである。

この豫防拘禁の目的を達するが爲には對象者の思想的現在を明認する必要がある。彼等の共產思想が如何なる原因と動機とより發生したるものなるかを明かにする必要がある。彼等の家庭の情況及び之に對する彼等の思慕の念の濃度を明かにする必要がある。現行法律制度への感想を知り置く必要がある。わが國の歷史と國民慣習とに關する關心

の程度を知る必要がある。更に心理學的結果による知・情・意の程度、精神病學的檢査による性能の關係をも知る必要がある。

豫防拘禁所の當局は、勤もすれば用ゐられ易い感傷的な感化方法を用ふべきではない。あくまでも人そのものを熟知し而も能ふべくんば科學的判斷に立脚した堅實なる感化方法を用ゐなければならない。かくする場合に於て僞裝轉向の如きは之を未然に防遏し得られるのである。

豫防拘禁所の開設につれて最も憂慮せらるるものは僞裝轉向である。此の事實は從來の行刑に於て最もよく之を經驗したものであつた。卽ち行刑が嚴に過ぎるときは必ず囚人の僞善が用ゐられたものであつたが、豫防拘禁所の如く轉向なき場合に於ては拘禁が無期限に續けらるるところに於ては必ず僞裝轉向を生む虞れがある。そしてその弊害を避ける唯一の手段は收容當初に於ける收容者の再檢討の結果を基礎とすることであるのである。

故に、豫防拘禁所に於てはその目的の爲に人格檢査部を設置して置く必要がある。そして各人に對する明細なるカードを作り特に人類學的な調査の結果を記入して各人の思想傾向を歸納することに定める必要がある。

檢査中の對象者は獨居せしめる必要がある。又その期間の對象者は刑務所に於ける新入者と同樣なる取扱を爲すことが妥當がある。

六　被拘禁者の分類

豫防拘禁所に於ける被拘禁者はその危險性の濃度、審査の有無及び性格等によつて分類處遇が行はれねばならない。之を他國の實例に求めると先づドイツは被拘禁者の勤勉と善良なる行狀とを基礎として下級・中級及び上級の三

階級に分類し、ベルギーのメルクスプラスに於ては觀察グループ・審査グループ・信任グループ及び特別グループに分類して居る。

その目的とするところは、慣習犯人の如き改善困難なる者と雖自ら危險性に濃度の差異があり、少くとも勤勉及び行狀に厚薄の差異のあることは自然の數である。然るに是等の者を只改善不能乃至困難なるものとして一律の處遇下に置かんか、保安處分の目的は只現實を糊塗するのみとなる。況んやわが國の豫防拘禁の如く嚴然として改悛に必要なる處置を講ずべしと規定せられたる以上、そこには必ず被拘禁者の分類が考慮せられねばならなくなるのである。

わが行刑累進處遇令に於てはその第二條に於て「詭激ナル思想ノ抱懷者ニシテ共ノ思想ヲ拋棄スルニ至ラザル者」は之を累進處遇より除外して居る。いはば非轉向思想犯といふ一範疇が形成されて居るのである。けれども、豫防拘禁所に於てかかる範疇者を對象とするのではあるけれども、法律により之が改悛處置を命ぜられた以上、そこには更に詳細なる人間の見方が始められねばならなくなつて來たのである、上述したる對象者の再檢討の如きも結局はその點より生ずる結果ともいへるのである。

偖しからばかかる非轉向收容者は之を如何に分類したらよいか。先づ第一に考へられるものは考査期間に置かれる一團の收容者に付いて一の範疇を定めることである。假に之を考査班と名付けよう。考査の結果轉向の見込ある者と然らざる者とに區別し、前者は之を指導班とし後者は之を隔離班として置かう。更に指導班の中に於ては信任を與へるに足る者の一團に對して信任班を設け、更に善き者等の爲に釋放準備班をつくらう。換言すれば、わたくしが豫防拘禁所長であつたならば次の如き分類範疇を作り、そして非轉向者には嚴に、轉向可能者には指導誘掖の手をのばして見たいと思ふのである。

一　考査班
二　隔離班
三　指導班
四　信任班
五　釋放準備班

要するに、分類それ自體の中に改悛の動因を見出すことがこの種施設の特徴でなければならぬのである。ドイツが豫防拘禁所に分類累進制を斷行したる所以は實にこの理由以外にはないのである。

七　戒　護

豫防拘禁所の戒護は普通刑務所のそれに比して特に嚴重なることを必要とする。その主たる理由は普通行刑の對象者に比し、豫防拘禁所の對象者は行動が積極的なることを通例とする。前者の逃走が自由への憧憬、家庭への思慕、誘惑等比較的に恕し得る原由に基く場合の多いのに反して、後者は嚴然として國體を否定し現行法制に反逆するものであるから、强制拘禁に對して鬪爭を企てんとすることか彼等の本志であることは一應考慮に入れて置く必要がある。その點は普通行刑に於ても思想犯人に對して採られた戒護の基本思想でもあつたのである。

故に、戒護は絶對的なることを本則としなければならない。居房の堅牢なること、出入口の嚴密なること、遮蔽物の除去、攀登物の除去、居房搜檢の勵行、接見看視の適正等一點逃走の餘地なからしむる必要がある。その點に於て豫防拘禁所は場合によつては刑務所以上の戒護力を充實せねばならぬことになるが、その點は隔離の完璧を期するこ

とを最大目的とする本制度としては當然のことである。若し此の點を非難せらるるならばむしろ不定期刑制度を採らるべきであつたのである。

ドイツのコンツエントラチオンスラガーに外壁上電流が通じられてあつたといはれる。それも肯肯し得られる豫防拘禁方法である。又逃走に準備すべく機銃の裝備も考へられる。何れも豫防拘禁の對象が目下國家に對して現に交戰狀態にあるが故にかくの如き戒護方法を餘儀なく考へられるのである。

原則としては豫防拘禁所の戒護はかくあらねばならぬものであるけれども、しかしかかる過嚴なる戒護方法が對象者の反抗心を助長する處れのあることを看過してはならない。治安維持法の目的は反面に於て思想犯人の改悛を期待して居るのである。その故に、わたくしは豫防拘禁所には必ず絶對的戒護と併行して信任戒護の制度を設けて見たいと思ふ。

信任戒護とは從來わたくしが唱え來つた、かの自治戒護である。上述したる信任班に屬せしむるに足る程度に立ち到つたとき、倘絶對戒護を繼續するに於ては、彼等は徒らに官吏への反感を增し、改悛の徹底なぞといふことは期待出來るものではない。信任といふのは男同士の意氣投合であり、それあるところに友情も恩愛も果ては改悛といふことも發生するのである。

故に苟も信任班釋放準備班に於ては彼等に全幅の信賴を與へるがよい。看守や轉導なぞをつけて一點の視察がましいことをすべきでない。それと同時に、彼等に對してはこの信任に對しては死を賭しても答へさせることに成功しなければならぬ。萬一信任をうけたものの中に一人の僞裝轉向者があつてもそれは彼等全體の責任であるといふことを十分に會得させる必要があるのである。

八　處　遇

豫防拘禁所の處遇は、その全體として日本臣民に更生せしむべく經營されなければならない。然らば日本臣民たらしむる爲にはどんな精神の上に立脚せしむればよいか。わたくしは、その第一として承詔必謹の精神を涵養せしめねばならぬと思ふ。詔を承けては必ず謹むといふことから軍人精神が生れ、吏道が生れ、そして上を敬ひ、下を愛する精神が生れるのである。さやうな精神の日本臣民に導いて行くことが豫防拘禁の目的の中樞である。私に背いて公に向ふこと是卽ち臣道であるけれども、その精神の前提としては日本に於ては承詔必謹の精神が理解されなければならない。さて、さやうな日本臣民に導くが爲には豫防拘禁所をどう經營して行けばよいか。左にわたくしの思ひのままの經營思想を書いて置かう。

イ　臣民としての指導

わたくしは曩に修養道場式の豫防拘禁所をつくる必要があると述べたが、わたくしが若し豫防拘禁所長として經營が許されるならば、此の際その建築法に於て洋式から脫却して疊敷の道場房舍を作り度い。通風と換氣と採光とを十分に考慮して日本人生活の根本がわき出る樣な居房を作つて見たい。居は氣を移すといふが、日本人から離れ去つた者を引きもどす爲には第一に居を日本式にする必要がある。

日本式居房の中でわたくしは日本の仁愛の御精神を說いて聞かせ度い。日本の仁愛の御精神は計り知ることが出來ぬほど奥が深い。外國の人道主義は恐怖時代の直後に盛になり、フランス革命後に一層高揚せられ、更に歐洲大戰後に强調せられた。それは何れも君主が暴虐であつたから起る下の叫びであつた。しかし日本の仁愛精神は本誌本年の

一月號に於て發表したわたくしの「新體制と行刑の再認識」に於て述べたやうに、いつも上より下に積極的に賜はる愛育の御精神であつたし又今日もさうであらせられるのである。この御仁愛の精神は　明治天皇の「天下億兆一人も其の處を得ざる時は、皆朕が罪」と仰せられたことによつて全く究明されたといひ得る。

この御仁愛の精神に徹したる者にしてわが國體を否定する者のあり得る筈がないのである。從來の行刑の指導に於ては、動もすれば此の點に關する歷史的指導が缺けて居たが、わたくしは少くとも豫防拘禁所に於てはこの間の詳細なる歷史を鮮明してかゝる國體の下に臣民たるの光榮を感ずるやうに指導して行き度い。

ロ　家族人としての更生

良き日本臣民たるには良き家庭人でなければならぬことといふまでもない。豫防拘禁所の被拘禁者は、何れも、より高次なる國家社會を建設せんことを妄想して、國に背き父母妻子に背いた人人である。故に、此等の人人を良き日本臣民に導き良き家庭人たらしむるには、その思念を家庭に向けしめねばならない。父母妻子への思慕、家庭の名譽等に關して極めて深い關心を持たせる必要がある。それが爲にはわたくしは豫防拘禁所はその直營として家族保護の完璧を期して置く必要があると思ふ。

一面に於ては被拘禁者の家族たちを世の迫害から防禦してやり、他面釋放後の安住の家を整えて置くことは、豫防拘禁所の事業として之ほど有意義なことはないのではあるまいか。そしてそれ等の家族たちと間斷なく面接せしめる方法を講じたらよい。それこそ刑務所と異るものたるの點を應用して、豫防拘禁所内に家族の假泊所を設けて置くとよいと思ふ。

罪九族に及ばないといふ法律關係を確立すること、恩愛の情誼に纏綿せしめること、そして御仁愛の精神を體して

吾人がその家族たちに向ける狀態を見せれば、どうして家庭人としての更生を拒むことが出來よう。

要するに豫防拘禁所は決して家庭のことを忘れてはいけない。それが改悛處置の大きな點であることを銘記すべきである。

ハ　勤勞と慰安

わたくしは豫防拘禁所に於ては特に勤勞の慣習を養ふことに全力をあげて見たい。卽ち豫防拘禁所の中から本當の精神が生れるとき、そこに彼等の轉向の第一步が約束されることをわたくしは信じたい。從來の行刑作業は强制作業ではあつたものの、その實、個人所得への欲求が力づよく働いて居た。そこに自己の勞力が國家の資源であるとか、その資源を働かすことによつて臣民たるの義務を果すといふが如き理念は決して生れなかつた。そこにも亦行刑の改過遷善がいふべくして行はれなかつた遠因があつたのである。

わたくしは勞働は人類の道德的義務であるといふことを「行刑上の諸問題」の中で說明したことであつたが、日本人としての道德的義務、換言すれば臣道を實踐することは人各々がその職能を守ることであらねばならない。その點より豫防拘禁所に於ては勤勞といふことが强く用ゐられねばならぬのである。だから豫防拘禁所の作業經營に付ては特に被拘禁者の能率と趣味と技能との發揮が出來るところの仕事を見付けてやる必要がある。

ドイツに於てはかの歡喜を通じての力 Kraft durch Freude といふことが强調されて居る。誠に勤勞と歡喜とは表裏一體を爲すものでなければならぬのである。慰安を適當に與へることは結局に於て勤勞精神を助長せしめる所以である。故に豫防拘禁所に於ては、はげしき勞働の後に上品で面白いフイルムを觀覽させてやりたい。又彼等の勞働の疲れを慰める爲の心よい音樂にひたらせてやり度い。かくすることによつて彼等の勞働は奴隸的勞働を超越することが出來るし又あすの希望が出來るのである。

若し刑務所と豫防拘禁所との差異を明確にしようとするならば、特に勤勞後の慰めを豐かにしてやることなどが一番適當な方法ではあるまいか。

ニ　給　養

豫防拘禁所に於ける給養はわたくしが既に「豫防拘禁の理論と實際」に於て述べたやうに、自由主義的なイギリスのそれとドイツの方法とによつて自ら異る。イギリスに於ては給養の上になるべく制限を避けて居るけれども、ドイツのそれには相當なる制限が付せられて居る。副食物の購入制限、怠惰行狀不良による給養の剝奪、購入品を必需品に限定されること、金錢使用の剝奪等が規定されて居る。その點に於てドイツの豫防拘禁は刑務所とさしたる差異は見受けることが出來ない。

書籍雜誌もドイツに於てはドイツ語のもののみが許されて居る。

わたくしは豫防拘禁が保安處分であるの故を以て特に給養を自由にすべしとする議論に從ふものではない。只少くとも觀念上刑罰と區別せられて居る以上、拘禁の目的に支障を來すことなく且彼等の改悛にさまたげない限り家庭よりの差入を許すべきではあるまいか。

今次の豫防拘禁處遇令によれば糧食及び飮料のみが情狀により自辨が許されて居る（同令第一〇條）けれども、さきにも述べたやうに家庭人として更生せしめんとするならば、家庭よりの差入は能ふ限り之を許すことが合目的的だと信ずるものである。

豫防拘禁處遇令は被拘禁者に一定の衣類、寢具、食器及雜具を使用せしめて居る（同令第八條）隔離を主要目的と

して居る豫防拘禁所に衣類の製式が定められることは勿論妥當である。

要するに豫防拘禁所の給養狀態はわが國の法規は殆んど行刑のそれと區別がつかない程度である。その點に於て刑務所と豫防拘禁所を一貫處遇する上には誠に都合がよいが、折角の保安處分を認めた以上、少くとも家庭よりの給養を今一層自由にして置くことが改悛に拍車をかけるのに適した處置といふべきではなからうかとも思ふ。

九　釋　放

治安維持法第五十八條は「豫防拘禁に付せられたる者收容後其の必要なきに至りたるときは第五十五條に規定する期間滿了前と雖も行政官廳の處分を以て退所せしむべし」と規定して居る。之は豫防拘禁が保安處分である以上治安上危險なきことが認められると同時に釋放せらるることが當然である。そこに條件的な釋放もなく又假釋放といふこともない。しかもたとひ保安處分であつてもそこに彈力性の認められることは決して無意義ではない。その意味に於てわたくしはここにも亦假釋放の制度が欲しかつたのである。

釋放に關しては上述の如く豫防拘禁委員會がその適否に付て十分なる審査を遂げねばならぬ義務を負擔する。若し此の委員會に於て形式に墮し、刑事政策目的を無視するに於ては釋放の結果の恐るべき場合の起ることあるを念頭に置かねばならない。

釋放の出し惜しみをすれば被拘禁者を益々自暴自棄に陷らしめるし、釋放の安賣りをすれば世の被害の莫大なる場合が起る。蓋し釋放の適否を得ることが豫防拘禁所の生命であるともいへる。同時に豫防拘禁委員長の資格を得たわたくしの責任が實に重苦しく感ぜられてならない。

——昭和一六・六・二六　前橋に於て——

豫防拘禁制度について

安達勝清

一　序

改正治安維持法の規定する豫防拘禁制度は事後拘禁の保安處分としてわが國最初のものであり、いろいろな意味に於てわが國獨特のところがあるのであるが、いよいよ五月十五日から施行せられることになつた（昭和十六年勅令第五五三號）。治安維持法の改正問題は實に昭和初頭からの懸案であつたが、今議會に於ては明確な時局色を帶びて登場し、從來は兎角、法理上問題視された豫防拘禁制度をも含めて全面的に非常時刑事政策の一として肯定されるに至つたのである。卽ち、大正十四年法律第四十六號治安維持法はその實施後間もなく改正の必要に迫られ、昭和三年第五十五議會、昭和九年第六十五議會、昭和十年第六十七議會に夫々政府より提出され、その都度審議未了となり、その間昭和三年六月緊急勅令に依る改正を經たのであるが、その全部的改正は容易に帝國議會の協贊を得られぬものであつた。殊に此處に述べようとする豫防拘禁制度が第六十五議會提出の法案中にあらはれて以來は、通過は特に容易でなくなつたやうである。同議會に於ては寧ろ本制度を掲げたために法案全部が審議未了となつたともみられるのであつて、本制度は貴族院の反對にあひ「豫防拘禁制度ノ精神ニ關シテハ深ク贊成スル所ナルモ本案ノ規定ハ幾多審議スベキモノアリト認ムルヲ以テ政府ハ速ニ適切ナル立案ヲ爲シ更メテ提案セラレムコトヲ望ム」との希望決議が付されたのであつたが、今議會に於てはその非常時的な特色の故に些の修正もなく可決せられたのである。

豫防拘禁制度について法律を以て規定すべきものは、總て改正法律第三章の網羅するところであり、たゞ同法第六四條はこれに關して必要なる事項を命令の規定に委任してゐる。そしてこの委任に基き三省令が出てゐる。卽ち豫防拘禁手續令、豫防拘禁處遇令、豫防拘禁費用規定である。從つて豫防拘禁の實體に關する規定その手續に關する規定、卽ち刑法的規定、訴訟法的規定、營造物法の三者は改正法律第三九條乃至第六四條にその基本的事項が規定され、前記三省令にその細目が規定されてゐる。かういふ規定構成の方法は既に少年法に現はれてゐるところであり、本法も亦思想犯人に對する對策はこれを總て一個の統一法を以て規定しようとする要請からかういふ構成をとつたものと考へる。

以下實體規定、手續規定、執行規定の三者につき分說しよう。

二　實體規定

實體規定といつても、豫防拘禁は本人の主觀的條件を專ら顧慮するものであるから、構成要件に細かな點にまで愼重な考慮を加ふる刑罰に比して、極めて簡單であり、本法に於ても僅か第三十九條の一條に依つてその總てが與へられてゐる。第三九條によれば豫防拘禁の對象者は、第一に治安維持法第一章の罪を犯した者であることを要する。刑法假案に於ける豫防處分に於ては對象者の前犯罪の性質は問れてゐないのであるが、本豫防拘禁に於てはかくの如く思想犯人にのみ限定したのであつて、從來に於てはこの種の立法例はない。たゝドイツに於けるコンツエントラチオンス・ラガーに於て思想犯人をも對象とする點にこれに類似するものとみることが出來るが、それはナチ政權の徹底をはかる爲め革命に代るべき應急の手段として存したのであつて、眞の刑事制度としての法律的基礎づけは與へられてゐない。わが豫防拘禁制度は之に異つて思想犯人に對する刑事政策の一つとして恒常的な制度の上にあらはれたものである。從つてその手續に於て處遇の實際に於て全く異なるものがあるのである。對象者は治安維持法第一章の罪を犯した者であることを必要とするのであるが、同第一章は改正法律によつて創設せられたものであつて、それだけでは舊法による犯人を對象者とすることは出來ぬ。從つて本法は附則第四項に規定を設けて「從來ノ規定ニ定メタル罪ニ付本法施行前刑ニ處セラレタル者」に對しても第三章の規定を適用するとしてゐる。又二罪以上あつてそのうちに治安維持法違反の罪あれば對象者となり得ること勿論であるが、たとへ思想犯人であつても形式的に治安維持法違反の罪にあたつてゐないならば、その對象にはなり得ない。

第二に對象者は滿期で釋放せらるべき者たるか、刑の終了か又は執行猶豫を原因として保護觀察中のものたるかの何れであるかを必要する。從つて假出獄によつて釋放せらるべき者又は假釋放後保護觀察中の者の如きは對象者たり得ない。これらに對して必要ある場合は假出獄の取消によつて處理することが出來るであらうが、これについては勿論假出獄取締規則が改正されねばならぬ。又猶豫期間經過後に保護觀察中の者あるときはそれをも對象者とすることを得ると解する。豫防拘禁は本來事後拘禁として發達して來たもので、第六十五議會提出案中にも保護觀察中の者はこれを對象者としなかつたのであるが、本法に於てはこれを加へてゐるのであつて此の點に於ても本制度は特異なものである。

第三に滿期釋放せらるべき者については釋放後治安維持法違反の罪を犯す虞の顯著なること、保護觀察中の者については保護觀察によるも治安維持法の罪を犯すことを防止し得ずこれを犯す虞の顯著なることを要する。罪を犯す虞に着眼したところに保安處分たるの理由がある。つまり刑罰ではなくて警察的性質を有する一種の行政處分であると

する理由がある。その認定に於ては客觀的出來事ではなくて本人の主觀的な心情を究極の根據とするのであるが、勿論罪を犯す處の顯著であるか否は客觀的な事情に俟つところ多しとせねばならぬ。例へば本人の從來の鬪爭經歷、鬪爭上の地位、客觀的思想情勢、本人の現在懷抱する思想、親族知己其他環境の狀態等は尠くとも顧みられなければならぬ。

三　手續規定

豫防拘禁に付するや否についてはまづ檢事の請求に依らねばならぬ。(法第三五條)。卽ち、公益代表者としての檢事の請求が前提要件である。刑務所長又は保護觀察所長が刑の執行中又は保護觀察中に豫防拘禁に付すべき者のあることを認知し得ることは勿論であるが、この場合には書面を以てその旨を檢事に申立て(手續令第二條)檢事は獨自の意見を以て請求の要否を決する。請求をなし得る檢事は刑の執行中の場合は本人を收容する刑務所の現在地を管轄する地方裁判所の檢事であり、保護觀察中の場合は其の保護觀察をなす保護觀察所の現在地を管轄する檢事である(第四〇條第一項及第二項)。

豫防拘禁の請求を爲すや否については檢事はその獨自な意見を定むるために取調をなさねばならぬ(手續令第一條)。この爲めに檢事は必要な取調をなし又は公務所に照會して必要な事項の報告を求むることが出來る(法第四一條)。この必要なる取調のため檢事の呼出に應じて出頭した者には日當、旅費及止宿料が給與される(費用規程第一條)。

檢事が取調を爲すについて必要ある場合は司法警察官をして本人を同行せしむることが出來る。(同條第二項)。この場合には同行狀を發せねばならぬ(手續令第三條乃至第九條)。刑務所に在る者について同行狀に關する規定の適用なきことは明らかである。又本人が定まつた住居を有せざる場合又は逃亡し若は逃亡する處ある場合は本人の陳述を聽取したのち假收容することが出來る(法第四二條)。假收容は保安處分たる豫防拘禁に於ける未決勾留制度であつて、刑事訴訟法上の勾留と決して本質的に異るものではない。從つて勾留に關する規定が假收容について準用されてゐる(法第五〇條)。假收容の執行を受くる者は豫防拘禁所に於てはそのために特に區劃された場所、監獄に於ては拘置監に拘禁されることになつてゐる(處遇令第三八條)。檢事のなす假收容は裁判所のなす假收容と異なつてその期間は十日を超ゆることがない。其の期間內に請求をなさぬ場合には速に本人を釋放する指揮を出さねばならぬ(第四三條)。

取調の結果豫防拘禁の請求を爲すべきであると思料する場合には檢事は書面を以て豫防拘禁委員會の意見を求むることを要する(同條第三項手續令第一〇條)。豫防拘禁委員會とは司法大臣の監督下にあつて豫防拘禁の請求、同更新の請求、退所及び免除について審議する機關である(同官制第一條)。既に保護觀察所の所在地に設置されてゐる。司法部內高等官卽ち判事、檢事、刑務所長、保護觀察所長等と學識經驗ある者とを以て構成せられる。委員會に於て取調の必要あるときは檢事を介してこれをなさねばならぬ(手續令第十一條)。而して委員會は速に意見を定め書面を以て檢事にこれを通知する(同第一二條)。しかし、檢事は委員會の決議意見には拘束せられない。尤も檢事は委員會に出席し意見を述べることも出來るから(手續令第一三條)、委員會との間には充分の連絡もつくことであつて、實際に於て兩者の意見が相違することは稀であらう。檢事にして請求すべきものと認むるときは、委員會の意見の如何に拘らず、其の意見書其の他の書類及び參考資料を添付して書面を以てその地方裁判所に請求を爲すべきであ

る（手續令第一四條）。

豫防拘禁の請求があつたときは裁判所は本人の陳述を聽いて決定をなすことを要する（法第四四條）。豫防拘禁は本來警察的性質を有する行政處分であるが、前述の如く犯罪に關する公訴の手續と同樣、これを檢事に管掌せしめ、又その判定も裁判所の決定にかゝはらしむることによつて、形式的には司法處分たらしめたのである。敏活性を害せずして而も公明さを失うまいとする立法者の苦心の存する所であらう。裁判所は決定を爲すためには事實の取調を爲すことあるべく、事實取調について必要ある場合は參考人は陳述又は鑑定を爲さしむることが出來、又公務所に照會して必要なる事項の報告を求むることが出來る。

本人に對しては出頭を命じ陳述を爲さしむることが出來る、そして（一）定まりたる住居を有せざるとき、（二）逃亡したるとき又は逃亡の處あるとき、（三）正當の理由なく出頭命令に應ぜぬときに勾引することが出來、又（一）定まりたる住居を有せざるとき、（二）逃亡したるとき又は逃亡する處あるときは、本人の陳述を聽いたのち本人を豫防拘禁所又は監獄に假收容することが出來る。この勾引及び假收容についても保釋及責付に關する規定を除いて刑事訴訟法上の勾引及勾留の規定が全面的に準用される（法第四九條、第五〇條）。本人が受刑者又は刑事被告人として監獄にあるときは必要ある場合これを假收容することが出來る法第四九條、第五〇條）。たゞこの場合は受刑者又は刑事被告人たる身分の繼續する限り原則として監獄に依然拘禁すべきであつて、豫防拘禁所に送るべきではない。その假收容は刑の執行を停止し又は勾留狀を失效せしむるものではないから、その實效は受刑者又は刑事訴訟人として釋放期の迫れる者に對し假收容狀を發し得ることを擔保するにあると考へる。

決定にあたつては、辯護人制度は法の認むるところでなく、輔佐人制度が認められてゐる。本人の屬する家の戶主

配偶者又は四親等內の血族若は三親等內の姻族は裁判所の許可を受けて輔佐人となり、本人又は參考人の陳述又は鑑定等の場合に立會ひ意見を開陳し又は參考資料を提出することが出來る（法第四七條）。かゝる輔佐人制度を創設したのは思想犯人の轉向の動機が家庭愛等に出づることが多い點に鑑みたのである。輔佐人を付するや否は本人の意思如何に何等關係せぬ。輔佐人たらんとする者は本人と連署の書面を裁判所に提出し許可の申請を爲すべきであつて、裁判所は檢事の意見を聽き又その者の思想、經歷等を斟酌して獨自に許否を決せねばならぬ（手續令第一五條及び第一六條）。

裁判所の決定手續については刑事訴訟法中決定に關する規定準用され又その細目については手續令第七條乃至第二三條の規定するところである。豫防拘禁に付する旨の決定に對しては本人及び輔佐人がこれに卽時抗告を爲し得るのであるが、豫防拘禁に付せざる旨の決定に對しては檢事が卽時抗告を爲し得る。何れの場合も刑事訴訟法の卽時抗告の規定が準用される。この決定に既判力ありやについては豫防拘禁の行政的な性質に鑑み多少の疑念なきを得ぬ。決定の對象は犯罪を對象とする場合よりも流動變化するものであるから機械的に既判力ありとすることは得ぬが、しかし決定の技術性を貫く點からはその原則もこの場合矢張り妥當するものと考へる。尙決定は受刑者については滿期釋放前に爲されることを原則として必要とする。而して滿期經過後は第三九條第一項に定むる條件を缺くから改めて同條第二項による豫防拘禁の請求をなさねばならぬと解される處もあるので、第四四條第三項は刑の執行終了前豫防拘禁の請求があつた場合は刑の執行終了後と雖も豫防拘禁に付する旨の決定を爲すことを得るものとしてゐる。

豫防拘禁の期間は二年として法定されてゐる（法第五五條）。然し所謂「相對的定期」であつて二年を經過せぬうちでも行政官廳の處分によつて退所せしむることが出來るし、又繼續の必要あるときは更新の決定を爲すことができ

る。更新の請求、決定等の手續は豫防拘禁の請求、決定等の手續と全く等しい（法第五五條第四項手續令第二五條）。たゞ更新とは前の豫防拘禁に新しい豫防拘禁が引續き行はれることをいふのであるから、更新の決定も觀念上は前の豫防拘禁期間中に爲されることを必要とする。而して實際上期間經過後に決定が爲された場合は法律は期間滿了の時に確立したものと看做して（法第五五條第三項）、實際上生ずる空隙を觀念上は除いてゐるのである。又豫防拘禁期間の起算日は決定確定の日であり、非拘禁日數及び刑の執行の爲拘禁された日數以外は算入し得ることになつてゐる（法第五六條）。

豫防拘禁に付する旨の決定が確定したときは、檢事は執行を指揮しなければならぬ（法第五七條第三項、刑訴第五三四條、第五三五條）。而してそれが受刑者に係るときは刑の執行終了後引續き執行すべき旨を指揮せねばならぬ（法第五〇七條第一項、手續令第二六條）。豫防拘禁の事後拘禁としての本來の特質からして當然なものである。この場合に於ては豫防拘禁の執行指揮書は本人を現に收容する監獄の長を經由して豫防拘禁所長に送付せられる。指揮書を常に身柄と共にあらしむる趣意に出たものと解せられる。同時に檢事は執行を指揮した旨を豫防拘禁所長にも通知し其の間に過誤なきを期せねばならぬ（手續令第二六條）。監獄の長は執行指揮を受取つたときは刑の執行終了後速に豫防拘禁所に移送せねばならぬ。移送には看守長、副看守長、看守を以て之に從事せしめることが出來る（手續令第二七條）。假收容に因つて本人が監獄にゐる場合もその執行指揮、移送等の關係は大體受刑者たる場合と同樣である。

刑の執行終了の場合たると假收容の場合たるとを問はず、監獄に在る本人に對して豫防拘禁を執行する場合には移送の準備、疾病等の事由によつて特に必要あるときは監獄拘禁を繼續することを得る（第五七條第二項）。刑の終了

に依つて本人は受刑者たるの資格を失ひ又決定の確定によつて假收容者たるの資格を失ひ、何れの場合に於ても本人が監獄に拘禁するの根據はなくなるのである。しかし、これを直ちに豫防拘禁所に移送することは事實上不可能であるのみならず、豫防拘禁の執行は豫防拘禁所に收容したのちに始まるのであるから、監獄拘禁を豫防拘禁所拘禁との間には事實多少の空隙は必ず生ずることになるのである。この點を考慮して本條は規定せられたのであつて、この拘禁は本條によつて創設された特別の性質の監獄拘禁としなければならぬ。豫防拘禁は元來、刑罰拘禁の事後拘禁たるところにその特徴があつたのであるが、本法は保護觀察中の者にもその範圍を廣げ又監獄拘禁の次に本條の如き特殊の拘禁を置いたことによつて、その特徴は著しく弱められ、豫防拘禁としては特異なものとなつたのである。本條による被拘禁者は拘置監にこれを收容する（處遇令第三八條第二項）。

決定の確定した際に本人が監獄に收容されてゐない場合は檢事は執行の爲本人を召喚しなければならぬ。召喚に應ぜぬとき逃亡したとき、又は逃亡の虞あるときは逮捕狀を發する（法第五七條第四項、刑訴第五四七條、第五四八條）。

四　執行規定

豫防拘禁の執行は豫防拘禁所に收容したるときに始まる。二年の期間を計算するには決定確定の時より起算するけれども、豫防拘禁所に收容せぬうちは豫防拘禁の執行に着手してゐるとすることは出來ぬ。從つて法第五七條第二項の拘禁の如きは豫防拘禁ではないことは前述したところである。

豫防拘禁所は豫防拘禁に付せられた者を收容し之に對して改悛せしむるに必要な處置を爲す營造物である（法第五

三條)。從つて豫防拘禁所に關する法律關係は監獄法、矯正院法に於けるが如く當然別個の營造物法を以て規定せらることが望ましいのであるが、治安維持法は思想犯人に關する規定は總て可能なる限り其の法律中に包含せしめようといふ方針を採つたため營造物法的規定も改正法律が一括して規定したのである。法第五三條第二項が「豫防拘禁所ニ關スル規程ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム」として恰も營造物的法規は總て勅令を以て規定することに委任したやうにみえるのであるが、その第二項は司法省の有權解釋によれば豫防拘禁所官制の根據を示したもので豫防拘禁所內の法律關係を示さうとするものではないとされてゐる。從つて豫防拘禁の執行、豫防拘禁所の處遇に關する規定は、法律に揭げられてゐるものとは法第六四條により委任せられた命令中に規定されたものとによつて構成される。

いま法律の揭ぐる執行乃至處遇に關する規定をあぐれば、(一)改悛せしむる爲必要なる處置について第五四條第一項、(三)物の檢閱、差押、沒取につき第五四條第二項、(四)保安の爲め必要なる處置につき第五四條第二項、(五)懲戒の爲め必要なる處置につき第五四條第二項、(六)天災事變の解放につき第六〇條、(七)退所處分につき第五八條、(八)執行停止について第五七條第三項及び第四項である。これらのものとその他の主なるものについて次に略說する。

(一)改悛せしむる爲め必要な處置——豫防拘禁の目的は隔離と錬成とである。法第五三條はこの二つの目的を規定する。豫防拘禁に於ける隔離目的は自由刑に於ける隔離目的よりも寧ろ重しとさへしなければならぬ。同じ保安處分でも矯正院收容の如きは隔離目的は自由刑よりも輕い。例へば矯正院よりの脫出は犯罪とはならぬが、豫防拘禁所よりの逃走は法第六一條及び第六二條によつて單純逃走及び複雜逃走として罰せられる。又第六三條によりその未遂も罰せられる。第二の指導錬成の目的を達すべく處遇令第四條、第五條は訓育、訓練、勞作を改悛せしむる爲めに必要

なる處置として揭げてゐる。形式的にいへば訓育とは國民的、道德的、宗教的乃至社會教育的說話を謂ひ、訓練とは一定の動作を要求する訓育方法を謂ふ。兩者ともに豫防拘禁所長がその種類（方法を含む）及び時間を定め司法大臣の認可を受くべきである。勞作の種類及び時間についても同樣である。勞作には飜譯、寫字の如き精神的勞作も含むものと解される。勞作に就く者には賞與金を給することを得る。その額、給與方法等については司法省訓令によつて定められるべきであらう。勞作に就く者勞作に因つて傷害しその爲めに死亡した場合には死亡手當金を、又生業を營み難き狀態に至つた場合には傷病手當金を給することを得ることは監獄法と同樣である（處遇令第六條、監獄法第二八條）。その手當金の額、交付時期、受領者等については司法省訓令を以て定められてゐる。

自己用務としての自己勞作は許さるべきやについては規定はないのであるが、動作時限としては自由時間を適當に認むべきであつて通常は圖書の閱讀などに充てる自由時間に自己勞作を許可するが妥當といひ得るであらう。

(二) 接見、信書其の他の物の授受——豫防拘禁に付せられた者（處遇令はさらにこれを豫防拘禁の執行を受くる者と限定してこれを被拘禁者と稱してゐる）即ち被拘禁者は法令の範圍內に於て他人と接見し又は信書其の他の物の授受を爲すことを得（法第五四條）。而して處遇令は接見を請ふ者に對し必要事項の調査を爲すと共に接見には立會を付すべきことを命じ（第二一條第一項、第三項）又接見、信書其の他の物の授受が不適當なる際は之を許さずとしてゐる（第二一條第二項、第二二條第二項）。なほ接見中不適當なることを認めた場合立會官吏は之を阻止し肯んぜざる場合は接見を中止せしむるを得ることの規定はないが、立會を付した精神から當然であると解せられる。

(三) 物の檢閱、差押、沒取——被拘禁者には信書その他の物の檢閱、差押若は沒取を爲すことを得（法第五四條第二項前段）信書はその發受に際し官吏の檢閱を受けその他の物は授受に際し官吏の檢查も受けねばならぬ（第二二

條第一項）而して發受を許さざる信書、又はその他の授受を許さざる物は差出人に一應還付するを適當とすべく、差出人に還付することを不適當とする物又は發信宅下等被拘禁者の所外搬出を不適當とする物については之を差押ふべきである。差押物にして還付を適當とするに至つたものについては何時にても還付すべく、不適當と認むるものは何時にても沒取すべきである（同第二三條）其の他沒取については非領置物の沒取（第二四條）、反則物又は遺留物の沒取（第二七條）、送致物の沒取（第二七條第二項）に關する規定がある。沒取とは監獄法の沒入、廢棄に當る觀念である。被拘禁者の物の差押は本法によつて始めて設けられたもので、監獄法第四七條第二項の發受不許信書の取扱ひを合理化すると共に更に信書以外にまで取扱ひを廣げたのである。差押と領置との相異は前者は授受を許可せざる物を被拘禁者又は第三者に代つて强制的に占有することであり、後者は授受を許したる物を被拘禁者に代つて保管することである。從つて强制の度合は兩者につき濃淡がある。差押は本人の意思如何を考慮することはないが、領置に於ては本人の意思が考慮せられる、卽ち領置を欲しない時は領置はこれを解除し適當なる保管者（家庭等）に交付することが出來る。勿論その際改めて處遇令第二十二條の適用あるべきは言を俟たぬ。

（四） 保安の爲め必要なる處置。被拘禁者には保安上必要なる處置として一定のことを命令し身柄に强制を加ふることを得。監獄法の所謂戒護を爲し得るのである（法第五十四條第二項後段）。一般警戒として外門、見張所等の警衞に當り、出入者の警戒を爲し、拘禁場所の閉鎖、鑰匙の保管をなし居房檢査を爲す等保安の作用は甚だ廣いのであるが、處遇令はこれらの作用のうち身體に强制を加ふるものを揭げてそれらの可能なることを明らかにしたのである。（イ）衣體檢査につき第一條、（ロ）戒具につき第一五條及第一六條、（ハ）鎭靜室拘禁につき第一七條。

戒具に關する第一五條の規定は監獄法第一九條の規定と異つてゐるがこれは寧ろ語句を整理したに過ぎぬと解すべ

きであつて、施用の實際に於てはその範圍を特に廣くするの必要があつたわけではないと思ふ。戒具の種類は監獄法に比し聯鎖、鎭靜衣を除いてゐる。兩者の使用の實績に徵し又第一七條に鎭靜室を新たに設けたのでこれを除いたものと解せられる。戒具の整式及使用方法については訓令の定がある（訓令行甲第一〇三三號）。鎭靜室には逃走を防止し鎭靜せしめる具體的設備がなければならぬのであるが、その設備の要項は司法大臣が之を定むることになつてゐる。しかしまだその訓令は定められてない。鎭靜室拘禁は監獄法の罰室拘禁ほどでないにしてもその健康に與へる影響の少なからぬことを顧慮してその拘禁期間に制限がおかれてゐる（第七條第三項）。なほ官吏の武器使用に關する規定は別途勅令を以て公布されるものと考へる。

（五） 懲戒のため必要なる處置（第五四條第二項）。被拘禁者紀律に違ひたる時は懲戒を行ふ（處遇令第一八條）。懲戒は四種類であつて現行監獄法に比するときはその種類を減じてゐる。減食、屛禁、運動停止等の懲罰は豫防拘禁に於てはこれをとつてゐない。これは豫防拘禁と刑罰とをこの點につき差別付けると共に肉體的懲罰はこれを廢止しやうといふ從來の方針によつたものであらう。たゞ賞遇の停止剝奪、自辨の停止なども處遇令はこれを懲戒として揭げてゐないのであるが、それはこれらを認めぬといふ意味ではなくて、累進處遇、自辨品の許可方法等は處遇令第四〇條によつて細則を定むることを豫想してゐるから、優遇の取消、停止についてもこれをその細則の規定に讓つたものである。更に新に謹愼といふ懲戒が加へられたのであるが、これは屛禁とは異なつて罰室拘禁ではなく居房に其儘在らしむるのであり、其の實效は訓育、訓練の諸機會にも出席を停止せしめ精神的に謹愼の態度を守らしむることにある。懲戒は情狀により其の執行を猶豫し、停止し又は免除することを得（第二〇條）。

（六） 天災事變時の解放（第六〇條）。監獄法第二十二條と同趣旨の規定がおかれてゐる。解放は釋放でない。一

時、戒護權を離脱せしめるに外ならぬ。從つて解放後二十四時間内に豫防拘禁所（監獄も含むものと解す）又は警察官署（憲兵隊も含むものと解す）に出頭しなかつたときは單純逃走罪を以て處斷される（第六一條第二項）。解放するときは出頭場所其他必要なる事項を告知せねばならぬ（令第二八條）。

（七）其の他被拘禁者の處遇及び豫防拘禁所に關する規定。處遇令は、法律に直接の根據はないが法第六四條に依り全括的に委任せられた事項竝にその他必要な事項について規定してゐる。即ち次の諸點である。（イ）豫防拘禁執行の前提としての身上調査、個別識別につき第二條及び第三條、（ロ）圖書閲讀の許可について第七條——處遇令に於ては圖書閲讀はそれのみに止る限り敎化方法とはみてゐない。敎化方法として圖書の閲讀が課せられる場合は、それは訓育訓練の一態樣とみるべきであるが、單に圖書を閲讀する限りに止る場合は廣い意味における自己用務に外ならぬ。これは監獄法の構成と異るところである。紀律に違ふ範圍は細則に定められるべきである。（ハ）衣類寢具等の貸給與につき第八條——その品目及び整式は、監獄法執行細則とは異り豫防拘禁所長これを定め司法大臣の認可を受くることになつてゐる。（ニ）糧食飲料の給與につき第九條——第八條及第九條の物品にして必要あるものは情狀に因つて自辨が許される（第一〇條）。（ホ）被拘禁者の健康につき第一條、第一一條乃至第一四條第三〇條、總て監獄法の衞生及び醫療に關する規定と同趣旨である。たゞ病院移送者を被拘禁者と看做すとするは監獄法に於ては法律上の擬制と認められる點があるが、本令に於ては省令である關係上擬制ではなくして解釋規定たるに過ぎない。（ヘ）領置に關し第二四條乃至第二七條——法律に直接の根據はないが、營造物法規として當然なる規定である。その内容は監獄法と實質的に異るところはない。たゞ領置物の使用範圍が監獄に於けるよりも廣い。それは運用の問題であつて、本人への交付を領置品假下げをするか又は領置を解いて交付さるかによつて廣狹の差を生ずるのであるが、處遇令は本人への交付を領

置の解除とする見解を基礎にしてゐると考へる。領置については刑務會計事務章程の規定が準用される（訓令會甲第三三七一號）。（ト）死亡者につき第三一條乃至第三三條——行政檢視は除いてゐる。監獄法施行規則と異るところである。（チ）その他巡閲（第三四條）、巡視（第三四條）、情願（第三五條）、參觀（第三六條）、分隔（第三七條）の規定がある。

（八）退所處分。被拘禁者が改悛しその他豫防拘禁の必要がなくなつたときは二年の期間經過前何時にても行政官廳の處分で退所せしむることが出來る（法第五八條）。原則として本人の改悛が退所處分の前提ではあるが、法律はそれに限定してはゐないので例へば本人の頽齡、犯罪能力の減退によつて最早本人を特に隔離する必要をみない場合も豫防拘禁を解いて退所せしめることが出來る。此處に所謂行政官廳は豫防拘禁所長をいふのである。たゞ豫防拘禁所長は退所なる豫防拘禁解除の行爲を爲す前に一にはそれにつき檢事の意見を求め、二には豫防拘禁委員會の意見を求め、最後に司法大臣の許可を受けねばならぬ（法第五八條第二項、手續令第二九條、第三〇條）而して司法大臣の許可があつたとき始めて解除の意思決定が是認せられ、事實行爲としての退所を爲さしめるのである。檢事の意見、豫防拘禁委員會の意見は豫防拘禁所長を拘束するものではない。從つてそれらの意見が退所に反對であつても、司法大臣に稟申することは可能であり、司法大臣はこれを許可するも違法ではない。退所の日時等につき司法大臣の命令と齟齬することがあつても退所の決定は豫防拘禁所長が爲すものであるから官吏法上の責任は兎も角として退所處分の效力には影響せず又これによつて刑事上の責任が生ずることもあり得ない。これは假出獄が司法大臣のなすところであつて刑務所長は釋放といふ事實行爲のみに關係するのと趣きを異にするのである。

（九）滿期釋放。期間滿了による釋放はその日の午後十二時に期間滿了するのであるから夜半になされることが豫

想せられる。それを保護するためにこれ等は翌日午後六時まで在所せしむることを得としてゐる。

（一〇）執行停止。豫防拘禁の執行停止は刑の執行停止と同じく刑事訴訟法第五四四條及び第五四六條の事由あるとき行はれるのみならず（第五七條第四項）、本人に對する犯罪の捜査其の他の理由のため特に必要あるときにも行はれる（第五七條第三項）。從つて刑罰と豫防拘禁と競合するときは本條によつて豫防拘禁の執行を停止し、刑の執行を先きにすべきである。元來かくの如く兩者競合するときの執行方法については理論上は必ずしも疑念なしとしないのであるが、第五七條第三項の趣旨よりみて、わが豫防拘禁制度は刑罰を先きに執行するものとしたとみて差支へないと考へる。刑の執行停止の必要あるときは豫防拘禁所長は檢事に通知せねばならぬ（手續令第二八條）。

（一一）執行の免除。豫防拘禁の執行をなさざること二年に及びたるときは檢事は事情に因り其の執行を免除することを得（第五九條）この場合にも豫防拘禁委員會の意見を求むることを要する。免除する場合の手續は退所の際の手續に準ずる（手續令第三一條）。

（一二）なほ被拘禁者以外の收容者即ち假收容者、勾引狀の執行を受け留置すべき者については豫防拘禁所内の區劃を設けた場所に拘禁しこれに對しては訓育、訓練及勞作に關する規定を除き被拘禁者に適用すべき規定が準用される。監獄に拘禁されたそれらの者は拘置監に拘禁しこれに對しても同樣な規定が準用される。從つて監獄法上の在監者ではない。

（一三）豫防拘禁の執行その他によつて被拘禁者その他の者の名譽を毀損することがあつてはならぬ（手續令第二條）。處遇の實際に於てもこれに注意すべきことは當然である。

五　結　語

以上豫防拘禁制度について略說したのであるが、保安處分に關するこれを從來立法された刑事諸法規と比するときは、規定の方法は相當に簡約されてゐる。それは上述の手續關係の諸法規、執行關係の諸法規の兩者に涉つてみられることであり、殊に後者について謂へば、從來の監獄立法は監獄法に於て第七十五ケ條、執行規則に於て第百八十二ケ條、行刑累進處遇令に於て九十一ケ條に涉つてゐるのに對し、本制度に關しては改正法律に於て僅かに數ケ條、豫防拘禁處遇令に於て四十ケ條を數ふるに過ぎない。その理由は主として左の諸點にあるものは考へる。

第一に手續法規の簡約化に伴ふてこれに均衡すべく簡約されたこと。刑事訴訟法の改正が議題になりつゝあるが、その一面の理由は極めて詳細な點まで法律の規定によつたことにある。從つて改正の一方向には規定の簡約といふ方向もあると考へるのであるが、本制度の手續諸法規の立法に當つてもそれらの點が考慮されたと考へる。從つて拘禁法規自體にも簡約といふことが考慮されたものであらう。第二に、監獄法の詳細且つ嚴密な規定が拘禁法規については既に規範的な意義を有し二重に監獄法規を復唱する煩を避けようとしたこと。監獄法規の大半は刑務官吏に對する職務規範を意味してゐる、從つて豫防拘禁所の官吏にも類似するものを處理するに際してはそのまゝで規範を與ふることを得るものである。尤も豫防拘禁が監獄拘禁と類似する點はその本質ではなく、拘束といふ形式に外ならぬので、敎化の方法その他本質的な點については差別化の努力が見受けられる。例へば監獄法は受刑者の自由を一應全部的に剝奪した上で、個々的に自由を恢復して行くといふ立前で立法されてゐると考へるが、豫防拘禁に於ては原則的

矯正図書館

に自由であるとして必要ある點に於て個々的に自由を奪ういふ點に立法されてゐると考へる。第三には豫防拘禁所長に自由裁量の餘地を廣くし執行に彈力性を與へる目的で、詳細な事項はこれを法定せず豫防拘禁所長の定むべき細則に讓つたこと。監獄法施行規則及び行刑累進處遇令の定むる如き規定は殆どこれを細則に讓つてゐる。これによつて生ずる處ある豫防拘禁所の專恣については認可を受けしめることによつて監督し防止する努力を示すと共に一方豫防拘禁所自身の處遇に關する創始力はこれを充分に發揮せしめようとしたのである。

かくて豫防拘禁所の處遇については、處遇細則の制定とそれに基く處遇の實際に期待する所大きいのである。

豫防拘禁所教導に就て

小川太郎

目次

第一　身分及地位
第二　諸給與
第三　共濟組合
第四　恩給
第五　服裝
第六　定員
第七　採用及教習
第八　職務、休暇、休職、懲戒其の他

第一　身分及地位

豫防拘禁所教導（以下單に教導と稱す）は豫防拘禁所官制第七條に依て設置せられた職名であります。而して同條により判任官の待遇を受け所長が其の任免の權を有するのであります から教導は實質上の官吏であつて其の身分上の上官たる本屬長官は豫防拘禁所長であります。(一)

次に教導の判任待遇官吏としての相當等級に付ては大正十一年勅令第三百十五號の改正に依りまして判任官三等以下ということになり、(二)(三)其の俸給額に應じ文武判任官等級一例に依つて配當せられることになつてゐます。(四)(五)

(一) 昭和十六年五月十三日勅令第五百五十七號「豫防拘禁所官制」第七條（以下勅令の年月日のないものは昭和十六年五月十三日を省略したもの）

(二) 勅令第五百六十號「大正十一年勅令第三百十五條中改正ノ件」

(三) 大正十一年勅令第三百十五條ハ巡査、看守、憲兵兵長、陸軍警査、海軍警査、陸軍監獄看守、海軍監獄看守、貴族院守衞、衆議院守衞、朝鮮總督府豫防拘禁所教導及判

任ノ待遇ヲ受クル消防手ノ待遇相當等級ニ關スル件ナリ

(四) 明治四十三年勅令第二百六十七號「文武官等級令」抄錄

第一條　判任官等級は一等乃至四等トシ其ノ區分ハ別表ニ依ルモノヽ外其ノ本俸ニ依リ左ノ如ク定ム

三等	六級俸	月俸八十五圓未滿五十五圓以上
	七級俸	
	八級俸	
四等	九級俸	月俸五十五圓未滿
	十級俸	
	十一級俸	

第二條　年功ニ依リ加給ヲ受クルモ爲ニ等級ヲ昇スコトナシ

(五) 明治四十年勅令第二百四十四號「月俸七十五圓未滿ノ判任待遇者ノ俸給ニ關スル件」參照

教導部長たる教導は豫防拘禁所官制に依る職名ではなく、又看守部長の場合の樣に其の設置は司法省訓令に依るものでもないから直接勅令第五百六十一號豫防拘禁所教導給與令第一條但書に其の設置の根據を見出す外はありません。(一)(二)

(一) 大正十年九月司法省訓令第二號「看守部長ヲ置ク件」參照

(二) 勅令第五百六十一號豫防拘禁所教導給與令抄錄

第一條乃至第三條參照

第一條但書　教導部長タル教導ニハ云云

次に同官制第七條第二項に判任待遇たる教導の任免に關する以外の規程は司法大臣が之を定めることになつて居るが教導に關する規程であつても豫算に關係のあるもの卽ち諸給與手當等に關するものや、服制等は豫算の效力及性質竝明治九年太政官布告第三十八號「帶刀禁止ノ件」等の關係上勅令を以て定めねばならないのでありますから結局、休暇、教習、職務等に關する規程が司法大臣の命令に委ねられたわけでありますが之等の事項中には元々司法大臣の職權命令の範圍に屬するものが多いのでありますから同條の規定は餘り意味のないもの、樣にも考へられます。

第二　諸給與

教導の月俸は原則として三十圓乃至七十圓でありますが教習中は二十圓乃至三十六圓といふことなり又部長たる教導は最高八十圓まで給せられることになつてゐます。而して最上額を受け二年以上勤務したもので事務練熟の者には月額七圓以內（部長たる教導には同十圓以內）の加給があります。

其の外右月俸に付ては增給十圓を超えることが出來ないといふ制限等も全て看守と同樣であります。(一)(二)(三)

(一) 勅令第五百六十一號「豫防拘禁所教導給與令」第一條乃至第三條參照

(二) 大正十一年勅令第四百三十八號「奏任及判任待遇監獄職員給與令」第一條第二項、第三項、第二條第三項、第三條第二項參照

(三) 下級職員の待遇改善が時局下の重要國內問題の一として論議せられてゐる秋、新設せられた教導の俸給が其の職務の性質に比し餘りに低き觀がないでもないが、俸給豫算そのものが刑務所看守のそれと同一程度である關係上斯く規定せられたのは又已むを得ないことであらうし、尙當局に於ては今後看守と共に益ミ其の待遇改善問題に盡力することと思ひますから、早晩これが實現を見ることゝ信じます。

尙又當勅令は俸給の最大小限を定めたものでありますから配賦定員採用人員其の他後述の諸手當の支給等行政上の運用如何によつては豫算の範圍內に於て相當之が待遇を引上げることも强ち不可能事ではないと思ひます。

又右月俸は新任、增俸、減俸又は復職の場合には其の翌日から、休職又は退職の場合には其の當日迄日割を以て支給されます。併し職務上の傷病又は疾病に因り其の職に堪へず退職した場合や、事務の都合で退職を命せられた者等には當月分の全額が給與せられます。其の外公務の爲傷痍を受け又は疾病に罹つた場合等を除いては病氣で六十日以上勤務しない者又は私事の故障で執務しないことが二十日を超へる者は日割計算で月俸の半額が減ぜられます。(一)

(一) 前揭勅令第五百六十一號第十二條及第十三條參照

功勞加俸　功勞記章を附與せられた教導には月額二十圓以內の功勞加俸が給せられます。(一) そして功勞記章に關しては大正十一年勅令第四百四十號が豫防拘禁官吏にそのまゝ準用せられてゐますから教導にして功勞拔群であり一般の龜鑑となるべき者に對しては所長の具申に依り司法大臣から功勞記章が附與せられます。(二)(三)

(一) 前揭勅令第五百六十號第四條參照

(二) 大正十一年勅令第四百四十號は監獄官吏の功勞記章に關する件であります。

(三) 功勞記章を付與せられてゐる刑務官吏は現在全國僅に一名に過ぎない現狀でありますが今後は豫防拘禁所官吏と共に當制度を適切に運用せられんことを切望するものであります。

精勤加俸　三年勤續し行狀方正で勤務勉勵且事務熟達の者には豫防拘禁所長より精勤證書が附與せられます。(一) 而して右の精勤を表彰せられた者で五年以上勤續した者には月額十圓以內の精勤加俸が給與せられます。(二)

右の勤續年數に付ては看守たるものが教導に任ぜられた場合には看守の勤續年數は之を教導の勤續年數に通算せられることになつてゐます。(三)(四)(五)

(一) 昭和十六年七月司法省訓令第一、〇四〇號「豫防拘禁所教導精勤證書ノ授與ニ關スル件」參照

(二) 前掲勅令第五百六十一號矯正院補導給與令第四條參照

(三) 本規程も下級官吏待遇改善の一方法として大に運用せらるべきだと考へます

(四) 右同條第二項參照

(三) は單に看守たるものが教導に任ぜられたる場合に兩者の勤續年數を通算する旨の規定であつて、看守として三年勤續し、刑務所長より精勤證書を授與せられた者が教導に任ぜられ通算五年に及んだ時、其の精勤證書が精勤加俸の給與に付有效であるか否かは聊か疑問だと思ひます。何れ實例に遭遇した場合疑義を生じ解釋を見ることと思ひますから敢て玆には私見は述べないことにします。

(五) 教導が看守に任ぜられた場合には勅令第五百六十二號奏任及判任待遇監獄職員給與令中改正の件に依り同樣兩者の勤續年數は通算せられることになつてゐます。

待別手當 通譯其の他特別の技能を有する者には月額五十圓以内に於て支給せられます。其の他の特別の技能とは武道、飜譯、指紋其の他體操、教練等の技能を有する者を指すと考へます。一二三

(一) 前掲勅令第五百六十一號第九條參照

(二) 昭和十六年五月二十三日行刑局長通牒行甲第八百十一號參照

(三) 大正八年九月監獄局長通牒監甲第七百六十七號は看守勤務手當支給に關する件なり

(四) 昭和十六年五月二十六日司法省訓令第八百五號豫防拘禁所職員俸給及給與支給細則第一條參照

(五) 前掲勅令第五百六十一號第十條參照

宿料(官舍) 宿料は月額二十圓以内であります(一) 尚具體的な支給額に付ては何れ豫算の配賦に際し行刑局長から指示がある事と思ひますが教習中の教導に付ては一般教導の宿料より月額一圓低減した額を支給する樣行刑局長から依命通牒が出て居ます(二)

其の外宿料は新任、復職又は轉任の場合に於ては任地に到達の日まで之を支給せられまん(三)

(一) 前掲勅令第五百六十一號第十一條參照

(二) 明治十六年五月二十六日行甲第八百十二號依命通牒「教習中ノ教導ニ宿料給與ノ件」

(三) 右同司法省訓令行甲第八百五號「豫防拘禁所職員俸給及給與支給細則」第二條參照

二十圓以内といふことになつてゐます(五)

(一) 前掲勅令第五百六十一號第九條參照

(二) 昭和十六年五月二十三日行刑局長通牒行甲第八百十一號參照

(三) 大正八年九月監獄局長通牒監甲第七百六十七號は看守勤務手當支給に關する件なり

(四) 昭和十六年五月二十六日司法省訓令第八百五號豫防拘禁所職員俸給及給與支給細則第一條參照

(五) 前掲勅令第五百六十一號第十條參照

宿料(官舍) 宿料は月額二十圓以内であります(一) 尚具體的な支給額に付ては何れ豫算の配賦に際し行刑局長から指示がある事と思ひますが教習中の教導に付ては一般教導の宿料より月額一圓低減した額を支給する樣行刑局長から依命通牒が出て居ます(二)

其の外宿料は新任、復職又は轉任の場合に於ては任地に到達の日まで之を支給せられまん(三)

(一) 前掲勅令第五百六十一號第十一條參照

(二) 明治十六年五月二十六日行甲第八百十二號依命通牒「教習中ノ教導ニ宿料給與ノ件」

(三) 右同司法省訓令行甲第八百五號「豫防拘禁所職員俸給及給與支給細則」第二條參照

官舍に付ては目下明治二十一年十二月内閣總理大臣通牒「官舍貸渡内規」の改正方申請中であります。若し之が改正せられた曉には教導も官舍住居を爲し得る豫防拘禁所官吏として指定せられることゝ思ひますから所長の命に依り官舍居住の義務を生ずることになります。(一)

(一) 昭和十六年度刑務所關係追加豫算中豫防拘禁所建物其の他新營費内譯書を見ると昭和十七年度及昭和十八年度繼續費として教導官舍新營費が計上せられてゐます。

勤勉手當 目下大正九年勅令第五百四十五號の改正方を大藏省に交涉中でありますから何れ同省より内閣に請議せられ改正勅令が公布せられることになるでありませう。斯くなれば豫防拘禁所に於ける現業に從事する教導即ち被拘禁者の勞作指導竝に保安に從事する教導には勤勉手當が支給せられることになります。

尚給與額、支給方法等の細則に付ては改正勅令公布と同時に訓令が發せられるでせうが恐らく右は刑務所現業員勤勉手當給與規程に定められたところと略同樣立案せられることゝ想像します。(一)

(一) 大正十一年七月司法省訓令行甲第一、一〇五號「刑務所現業員勤勉手當給與規程」參照

療治料、給助料及弔祭料の給與に關しては明治三十四年勅

令第百四十九號第一條、第二條、第三條第一項乃至第三項、第四條及第五條の規定が教導に準用せられて居り（一）其の勤續年數の計算に關しては恩給法第二十八條第一項及第四十條ノ二の例に依り（三）又看守であつた者が教導に任ぜられた場合には看守の勤續年數も之を教導の勤續年數に通算せられることになつて居ます（四）

（一）勅令第五百六十三號「豫防拘禁所教導の療治料、給助料及弔祭料給與ニ關スル件」第一項參照

（二）明治三十四年勅令第百四十九號「巡査、看守療治料、給助料及弔祭料給與令抄錄

第一條　巡査又ハ看守職務ノ爲メ傷痍ヲ受ケ又ハ職務ニ依リ健康ニ有害ナル感動ヲ受クルヲ顧ルコト能ハスシテ勤務ニ從事シ爲ニ疾病ニ罹リ本屬長官ニ於テ治療ヲ要スルモノト認ムルトキハ其治療中療治料ヲ給ス

療治料ハ一日二圓以內トス但シ治療費一日平均二圓ヲ超過シタルトキハ適當ト認ムヘキ實費ヲ精算シテ之ヲ追給スルコトアルヘシ

第二條　療治料ヲ受クル者左ノ各號ノ一ニ當ルトキハ給助料ヲ給ス

一　療治二十日以上ニ渉リ引續在職シ療治ヲ要セサルニ至リタルトキ

二　療治料給與ニ係ル傷痍、疾病ニ因リ職ニ堪ヘス退職シ療治ヲ要セサルニ至リタルトキ

前項ノ給助料ハ第一號ニ當ル者ニ在リテハ治療ヲ要セサルニ至リタル當時ノ月俸一箇月分トシ第二號ニ當ル者ニ在リテハ退職當時ノ月俸三箇月分トス

第三條　巡査又ハ看守在職中死亡シタルトキハ左ノ順位ニ從ヒ其ノ家ニ在ル親族ニ弔祭料ヲ給ス但同順位間ニ在リテハ其ノ親等ノ最モ近キ者先ニシ同親間ニ在リテハ男ハ女ニ先チ同性間ニ在リテハ長ハ幼ニ先ツ

一　配遇者

二　直系卑族

三　直系尊族

四　兄弟姉妹

前項親族ニシテ公權剝奪若ハ停止中ニ係リ又ハ行方不明ナルトキハ弔祭料ヲ給スル限ニ在ラス但シ次位者アルトキハ之ヲ轉給ス弔祭料ハ死亡當時ニ於ケル月俸一箇月分トシ勤續一年以上九年ニ至ル迄一年ヲ加フル毎ニ死亡當時ニ於ケル月俸額三分二ヲ增加ス但シ職務ノ爲傷痍ヲ受ケ又ハ職務ニ依リ健康ニ有害ナル感動ヲ受クルヲ顧ミルコト能ハスシテ勤務ニ從事シ爲ニ疾病ニ罹リ因テ死亡シタル者ニハ更ニ死亡當時ニ於ケル月俸六箇月分ヲ增給

ス

第四條　前條ニ依リ弔祭料ヲ受クヘキ者ナキトキハ死亡者ノ爲葬祭ヲ行フヘキ者ニ前條ニ定ムル金額ノ三分一以內ヲ給スルコトアルヘシ

（三）大正十二年法律第四十八號參照

（四）勅令第五百六十四號「巡査看守療治料、給助料及弔祭料給與令中改正ノ件」に依り逆に教導たる者が看守に任ぜられた場合に於ては教導の勤續年數は之を看守の勤續年數に通算せられることになつてゐます。

賄料に付ては大臣の訓令に依り宿直賄料及徹夜勤務賄料共に一夜に付金三十五錢以內と定まつてゐますが兩者は併給出來ないことになつてゐます。（一）

（一）昭和十六年五月二十六日司法省訓令行甲第八百六號「豫防拘禁所宿直又ハ徹夜勤務者賄料支給規程」第一條第二號及第二條參照

臨時家族手當は教導にも支給せられますが臨時手當は支給せられません。（一）（二）（三）

（一）昭和十五年八月十三日勅令第五百二十五號「臨時家族手當給與ノ件」參照

（二）昭和十六年一月十三日司法省訓令官甲第六〇號「臨時家族手當支給規程」參照

（三）臨時手當に付ては第三恩給の項にて詳述す

第三　共濟組合

昭和十五年勅令第四百八十九號刑務共濟組合第一條及同年司法省令第五十三號刑務共濟組合規則第四條及第五條第三號の改正に依り刑務所の副看守長及看守と同樣組合員に入ることになつてゐます。（一）（二）

（一）勅令第五百六十八號刑務共濟組合令中改正の件參照

（二）昭和十六年五月十五日司法省令第五十三號刑務共濟組合規則中改正の件參照

第四　恩給

教導は實質上の官吏でありますが現在のところでは恩給法上の公務員でもなく又待遇官吏でもないのであります。（一）（二）

（一）教導が刑法第七條、思想犯保護觀察法第十九條ノ刑事訴訟法第百四十八條等に指す公務員であることは勿論であります

（二）恩給法第十九條、乃至第二十四條參照

それで恩給法施行令の改正を見るか（一）又は次回帝國議會の開會を俟つて恩給法の改正に付議會の協賛を經ない限り教導は目下のところ恩給を受ける權利がないわけであります。

（一）（1）恩給法抄錄

第二十四條　待遇職員トハ左ニ揭クル者ヲ謂フ

四　前三號ニ掲クル者ヲ除クノ外國庫ヨリ俸給又ハ給料ヲ給スル待遇職員ニシテ勅令ヲ以テ指定スルモノ

(2)大正十二年勅令第三百六十七號恩給法施行令第十一條參照

而して當局の方針としては教導は恩給法第二十三條に掲ぐる看守、巡査等と同樣實行官吏であるとの見解から次回帝國議會に於て警察監獄職員と同樣に取扱はれる樣恩給法の改正方を恩給局に要請中であります。(一)

(一)少年教護院職員、矯正院補導等は第二十四條の待遇職員であります

若し右改正法律案が議會の協賛を經、施行の曉には看守同樣十二年で普通恩給が給せられることになりますし　其の他動續年數十二年以上のものを含むときは其の勤續在職年數一年に付百五十分一の加算の外、三百分一の加給もあるわけであります。(一)(二)

(一)恩給法第六十三條第一項參照

(二)若し前記勅令の改正に依るとき及恩給法第二十四條の改正に依るときは恩給年限は十七年となります。

以上の外恩給法の解釋上看守が教導を兼務した場合は差支へないが看守が教導に轉じ看守を兼務した場合には看守の恩給年限は繼續しないことになると思ひますから念の爲茲に附說して置きます。尙又上述の樣に教導は目下のところ恩給法第二十三條に規定せられる待遇職員ではないから今度の臨時手當の支給はありません。(一)

(一)昭和十六年四月二十六日勅令第五百二十號「臨時手當給與ノ件」參照

第五　服裝

教導に付ては服制の定めがありません。(一)　其の理由は現在教導の定員は後記の如く極く少數であり且又豫防拘禁は全く新規の制度であるから今日早急に服制を制定することなく尙今後之が實施の狀況を克く觀察し然る後刀の佩用の可否等の點に付ても愼重考究せられるものであります。(一)

(一)物資不足の時局下に於て且刑務官自身の服裝改正の意見も相當有力となつてゐる現在、早急に服制を設定せられなかつた當局の方針は最も當を得たものと考へます。そして將來若し教導の服制が定められるとするならば時宜に適した最も豫防拘禁の目的に添ひ教導にふさはしいものが創り出されるであらうことを期待するものであります。

併し豫防拘禁所も亦紀律維持を第一義的のものとする以上教導に付ては後述の代金渡の被服料を有效に運用され

國民服等に事實上統一せられることが望ましいと私考します。又それが昨年十一月勅令第七百二十五號に依り國民服令を制定せられた趣旨にも沿ふものと思ひますので敢て玆に私見を附記しておきます

上述の如く服制の制定がない代りに前掲給與令に當分の內司法大臣の定むるところにより被服料を給する旨が定められてゐます。(一)

(一)前掲勅令第五百六十一號附則參照

そして司法省訓令に依り右被服料は一人月額十圓以內支給といふことになつてゐます。(一)

(一)昭和十六年五月二十六日司法省訓令第八百八號參照

その具體的な支給方法として行刑局長通牒に依り代金渡しと謂ふことになつてゐます。(一)

(一)右同年五月二十三日通牒行甲第八百十號參照

第六　定員

豫防拘禁所官制第七條第二項に依り教導の定員は省令を以て二十人と規定せられました。(一)

(一)昭和十六年五月十五日司法省令第五十二號「豫防拘禁所教導ノ定員ニ關スル件」參照

而して刑務所看守に於けるが如く定員外の教導といふものはないから教習中の教導もこの二十人の中に包含せられるわけであります。(一)(二)

(一)大正十一年十月司法省令第二十五號「保健技師、保健技手、藥劑師、教誨師、教師、作業技師、作業技手、看守定員ノ件」參照

(二)昭和十六年六月三日府令第五十七號「朝鮮總督府豫防拘禁所教導ノ定員」には教習中の教導は定員外としてゐます。

これは看守の場合は豫算上に於ても教習中の看守として別に單價が低く定められてゐますが、教導の場合には豫算單價が一律である爲特に定員外の教習中の教導を認める必要がないのに依るものと思ひます。(一)

(一)看守本俸の單價は一人平均年額五五二圓（樺太勤務）六〇〇圓、五四〇圓三六〇圓（教習中）の四通に分かれ教導は同五四〇圓となつて居ます

第七　採用及教習

教導の採用は豫防拘禁所長の權限に委ねられてゐます(一)が採用規程は未だ定まつてゐません。教習規程も未だ制定せられてゐませんが近日中には兩者共訓令が出る事になつて居ます（恐らく本稿が活字になる頃には發令になつてゐること、思ひます）。而して豫防拘禁の本質に鑑み採用に際しては志願者の思想經歷等に關する身許調査及社會常識の有無等に相當重點が置かれることであらうと豫想される以外學術試驗、身體檢査等

は大體看守採用規則と同一程度に規定せられることでせう。そして既述給與令其の他の法規に現はれた如く看守との人事交流が認められ、之等の者には身許調査、試驗及身體檢査等は緩和又は免除せられることになるものと豫測します。

而して教習に就ては豫防拘禁の重要性に鑑み新に採用した教導に對する初任教習の外に現任の教導に對し更に豫防拘禁上必要な知德を涵養し、實務に習熟せしめるための現任教習の制度が設けられる模樣であります。

（一）明治二十六年十二月四日内務省訓令第二十六號「看守採用規則」參照

（二）大正二年八月司法省訓令第六號「看守教習規則」參照

第八　職務、休暇、休職、懲戒其の他

教導の職務に就ては既述豫防拘禁所官制第七條第二項に基く訓令に依り教導は上司の指揮を承け豫防拘禁所の警備、收容せられた者の保安、勞作、訓育、訓練其の他豫防拘禁所の事務に從事する旨の大要が規定せられ、之が細則に付ては豫防拘禁所長が司法大臣の認可を受けて之を定めることになつてゐます。

茲に右訓令中注意を要する事柄は教導の職務が保安（所謂戒護）のみに限らず收容者の勞作、訓育及訓練等敎化的方面にも及ぶべきことを明示せられてゐることであります。そして又第二には細則の立案を豫防拘禁所長に委ね以て實情に合致、適應する規則を創らしめんとしてゐる點であります。（一）（二）

（一）昭和十六年七月司法省訓令第一、〇三九號「豫防拘禁所教導ノ職務ニ關スル件」參照

（二）明治四十二年十二月司法省訓令監甲第一五三四號ノ一「看守職務規程」參照

豫防拘禁事務分掌規程に依ると豫防拘禁所は第一課、第二課、に分かれ第一課の分掌事務は大體現在刑務所の戒護、醫務、敎務、作業（經理事務を除く）の事務を包含し、第二課では庶務の事を分掌してゐる樣であります。そして敎導も亦看守と同樣所謂事務係敎導と保安係（戒護係）敎導とに分かれるであらうことは別に現業に從事する敎導の休暇に關する訓令が制定せられ現業に從事する看守休暇規程を準用してゐることからも推測せられます。（一）（二）（三）（四）

（一）昭和三年二月行刑局長依命通牒行甲第二一五號「現業ニ從事スル看守休暇規程施行ニ關スル件」抄錄

第一號「本規程ニ於テ現業ニ從事スル看守ト稱スルハ作業ニ從事スルト否トニ拘ラス現實戒護勤務ニ服スル總テノ看守ヲ謂フ

（二）昭和十六年五月二十日行刑局長通牒行甲第七八八號「諸法規等準用ニ關スル件」參照

（三）同年七月司法省訓令第一、〇四二號「現業ニ從事スル豫防拘禁所敎導ノ休暇ニ關スル件」參照

休暇　以上の樣に事務係と保安係の敎導に分かれ事務係の敎導に付ては事務係看守の場合と同樣官廳執務時間（一）其の他休暇日等に關する諸規定（二）（三）（四）が適用せられ而して專ら保安に從事する敎導に付ては既述の如く戒護係看守に付ての休暇規程が準用せられるから六月皆勤者に對しては七日以内一年皆勤者に對しては二十一日以内の休暇が與へられ其の他滿五年以上皆勤し恪勤精勵を認められた者に對しては右の外更に十四日以内の慰勞休暇が與へられることになります。尙其の外臨時休暇、特別休暇等に付ても看守の場合と同樣であります。（五）

而して又右の皆勤期間に付ては看守が敎導に任せられた場合（又は敎導が看守に任せられた場合に）兩者の皆勤期間を合算して之を定める旨の訓令が出てゐます。（六）

（一）大正十一年七月閣令第六號參照

（二）明治六年一月太政官布告第二號「休暇ノ件」參照

（三）明治九年三月太政官達第二十七號「日曜日休暇ノ件」參照

（四）昭和二年勅令第二十五號「休日ニ關スル件」參照

（五）昭和三年二日司法省令第二號第二條乃至第五條等參照

（六）昭和十六年七月司法省訓令行甲第一、〇四一號「現業ニ從事スル看守及敎導休暇ニ關スル件」參照

以上の外敎導の職務に關連して大正十二年勅令第五百二十八號の改正に依り豫防拘禁所長が其の豫防拘禁所所在地を管轄する地方裁判所の檢事正と協議して指命した敎導は豫防拘禁所の犯罪に付司法警察吏の職を行ひ得ることになります。（一）（二）

（一）大正十一年勅令第五百二十八號は「司法警察官吏及司法警察官吏ノ職務ヲ行フヘキ者ノ指定等ニ關スル件」なり

（二）勅令第五百六十九號「大正十二年勅令第五百二十八號」中改正ノ件參照

次に戰時又は事變に際し陸海軍に召集せられた敎導の休職に關しては勅令が公布せられ看守の場合と同樣其の間休職を命じ得ることになり又は右休職中の日數は在職年數に算入せられることになります。（一）

（一）勅令第五百六十六號「戰時又ハ事變ニ際シ陸海軍ニ召集セラレタル豫防拘禁所敎導ノ休職ニ關スル件」參照

又判任官特別任用令の改正に依り二年以上敎導の職に在り學術試驗及實務考査に合格した者は豫防拘禁所敎導官補に特別任用せられることになり、右學術試驗及實務考査に關しては訓令が出てゐます。（一）（二）（三）（四）（五）而して右訓令第十條により敎導も亦刑務官練習所に入所出來ることが間接に示されてゐます。

（一）大正九年勅令第三百五十七號「判任文官特別任用令」第二條參照

（二）勅令第五百六十五號「判任文官特別任用令中改正ノ件」參照

（三）昭和十六年七月日司法省訓令行甲第一、〇三七號「豫防

豫防拘禁關係法令

拘禁所教導官補特別任用實務考査及學術試驗規程」參照

四　同司法省訓令行甲第一、〇三八號「豫防拘禁所教導考査表取扱ニ關スル件」に依り實務考査の良否判定基礎となるべき教導の考査表には昭和四年十二月司法省訓令第七號「看守考査表取扱規定」が準用せられてゐます。

尙教導より豫防拘禁所書記への任用に付ては教導官補の場合の様な特別任用に關する特例がないから教導の職に三年以上在れば當然右書記への任用資格が出來るわけであります。（三年以上看守の職に在る者ものも亦書記への任用資格がありまず）（一）

（一）大正二年八月勅令第二百六十一號「文官任用令」第六條第一項第七號參照

懲戒　文官懲戒令は特別の懲戒條規を適用されない一般官吏に適用されるのでありますから待遇官吏たる教導は文官懲戒令の適用を受くべき身分を有しないのであります。併し教導には巡査の様に特別の懲戒條規が現存しないから明治四十年勅令第百七十七號に依つて文官懲戒令の準用を受けることになります。（一）

（一）明治四十年勅令第百七十七號「官吏待遇者懲戒ニ關スル件」參照

從つて教導は

（一）職務上の義務に違背し又は職務を怠つたとき

（二）職務の内外を問はず官職中の威嚴又は信用を失ふ様な所爲があつたとき

は懲戒を受けるのであります。（一）

（一）明治三十二年勅令第六十三號文官懲戒令第二條參照

尙懲戒に付ては豫防拘禁所に普通文官懲戒委員會を置き教導の懲戒を審議せしめることになつてゐます。唯現在豫防拘禁所には高等官定員が二名なので委員に付ては文官懲戒令第二十三條第三項により司法省高等官が委員として加はることになつてゐます。（一）（二）

（一）昭和十六年五月二十二日司法省訓令人庶第八三九號參照

（二）明治三十二年勅令第六十二號文官懲戒令第二十三條及第二十四條參照

以上を以て大體現行法規を中心とする教導に付ての解説を盡したと思ひます。尙今後も種々法令が制定せられる事と思ひますし又諸多の疑義も生ずること、考へますが現在のところでは敍上既定法令の外は刑務所に對する現行訓令通牒を準用施行する旨の行刑局長通牒に基き諸事務を處理して行くべきであります。（一）

（一）昭和十六年五月二十日行刑局長通牒行甲第七百八十八號參照

目次

一 治安維持法改正法律第三章以下
二 治安維持法改正法律施行期日ノ件（勅令）
三 司法官官制中改正ノ件（勅令）
四 豫防拘禁所官制（勅令）
五 豫防拘禁委員會官制（勅令）
六 高等官官等俸給令中改正ノ件（勅令）
七 大正十一年勅令第三百十五號中改正ノ件（教導ノ待遇相當級ニ關スル件）（勅令）
八 豫防拘禁所教導給與令（勅令）
九 奏任及判任待遇監獄職員給與令中改正ノ件（勅令）
一〇 豫防拘禁所教導ノ療治料、給助料及弔祭料給與ニ關スル件（勅令）
一一 巡査看守療治料、給助料及弔祭料給與令中改正ノ件（勅令）
一二 判任文官特別任用令中改正ノ件（勅令）
一三 戰時又ハ事變ニ際シ陸海軍ニ召集セラレタル豫防拘禁所教導ノ休職ニ關スル件（勅令）
一四 豫防拘禁所官吏ノ功勞記章ニ關スル件（勅令）
一五 刑務共濟組合中改正ノ件（勅令）
一六 大正十二年勅令第五百二十八號司法警察官吏及司法警察官吏ノ職務ヲ行フヘキ者ノ指定等ニ關スル件中改正ノ件（勅令）
一七 豫防拘禁手續令（省令）
一八 豫防拘禁處遇令（省令）
一九 豫防拘禁費用規程（省令）

二〇 豫防拘禁所敎導ノ定員ノ件（省令）
二一 刑務共濟組合規則中改正ノ件（省令）
二二 豫防拘禁所ハ其ノ司掌事務ニ係ル民事訴訟ニ付國ヲ代表スルノ件（省令）
二三 司法省所管ニ係ル不動產登記ノ囑託ニ付官吏ヲ指定スルノ件（省令）
二四 昭和二年十二月內閣告示第六號昭和二年勅令第三百三十號兵役施行令第百二十七條第一項但書ノ規定ニ依ル指定ノ件中改正ノ件（內閣告示）
二五 豫防拘禁所ノ名稱及位置ニ關スル件（司法省告示）
二六 豫防拘禁委員會ノ名稱及設置場所ニ關スル件（司法省告示）
二七 戒具ノ制式及使用方法ニ關スル件
二八 豫防拘禁所事務分掌規程制定ノ件
二九 豫防拘禁所敎導官補特別任用實務考查
三〇 豫防拘禁所敎導考查表取扱ノ件
三一 豫防拘禁所敎導ノ職務ニ關スル件
三二 豫防拘禁所敎導精勤證書授與ニ關スル件
三三 現業ニ從事スル看守及豫防拘禁所敎導休暇規程ニ關スル件
三四 現業ニ從事スル豫防拘禁所敎導ノ休暇ニ關スル件
三五 豫防拘禁所雇ノ人事ニ關スル件
三六 豫防拘禁所文官普通懲戒委員會設置ノ件
三七 豫防拘禁所會計事務章程ニ關スル件
三八 豫防拘禁所職員俸給及給與支給細則
三九 敎導被服料支給方ノ件
四〇 敎導勤務手當支給ニ關スル件
四一 宿直又ハ徹夜勤務者賄料支給規程

四二 敎導ニ給スル被服料ノ件
四三 移轉料等支給ニ關スル件
四四 敎習中ノ敎導ニ宿料給與ノ件
四五 諸法規等準用ニ關スル件

治安維持法

第三章 豫防拘禁

第三十九條 第一章ニ揭グル罪ヲ犯シ刑ニ處セラレタル者其ノ執行ヲ終リ釋放セラルベキ場合ニ於テ釋放後ニ於テ更ニ同章ニ揭グル罪ヲ犯スノ虞アルコト顯著ナルトキハ裁判所ハ檢事ノ請求ニ因リ本人ヲ豫防拘禁ニ付スル旨ヲ命ズルコトヲ得

第一章ニ揭グル罪ヲ犯シ刑ニ處セラレ其ノ執行ヲ終リタル者又ハ刑ノ執行猶豫ノ言渡ヲ受ケタル者思想犯保護觀察法ニ依リ保護觀察ニ付セラレ居ル場合ニ於テ保護觀察ニ依ルモ同章ニ揭グル罪ヲ犯スノ危險ヲ防止スルコト困難ニシテ更ニ之ヲ犯スノ虞アルコト顯著ナルトキ亦前項ニ同ジ

第四十條 豫防拘禁ノ請求ハ本人ノ現在地ヲ管轄スル地方裁判所ノ檢事其ノ裁判所ニ之ヲ爲スベシ

前項ノ請求ハ保護觀察ニ付セラレ居ル者ニ係ルトキハ其ノ保護觀察ヲ爲ス保護觀察所ノ所在地ヲ管轄スル地方裁判所ノ檢事其ノ裁判所ニ之ヲ爲スコトヲ得

豫防拘禁ノ請求ヲ爲スニハ豫メ豫防拘禁委員會ノ意見ヲ求ムルコトヲ要ス

豫防拘禁委員會ニ關スル規程ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

第四十一條 檢事ハ豫防拘禁ノ請求ヲ爲スニ付テハ必要ナル取調ヲ爲シ又ハ公務所ニ照會シテ必要ナル事項ノ報告ヲ求ムルコトヲ得

前項ノ取調ヲ爲スニ付必要アル場合ニ於テハ司法警察官吏ヲシテ同行セシムルコトヲ得

第四十二條 檢事ハ本人定リタル住居ヲ有セザル場合又ハ逃亡シ若ハ逃亡スル虞アル場合ニ於テ豫防拘禁ノ請求ヲ爲スニ付必要アルトキハ本人ヲ豫防拘禁所ニ假ニ收容スルコトヲ得但シ已ムコトヲ得ザル事由アル場合ニ於テハ監獄ニ假ニ收容スルコトヲ妨ゲズ

前項ノ假收容ハ本人ノ陳述ヲ聽キタル後ニ非ザレバ之ヲ爲スコトヲ得ズ但シ本人陳述ヲ肯ゼズ又ハ逃亡シタル場合ハ此ノ限ニ在ラズ

第四十三條 前條ノ假收容ノ期間ハ十日トス其ノ期間內ニ豫防拘禁ノ請求ヲ爲サザルトキハ速ニ本人ヲ釋放スベシ

第四十四條 豫防拘禁ノ請求アリタルトキハ裁判所ハ本人ノ陳述ヲ聽キ決定ヲ爲スベシ此ノ場合ニ於テハ裁判所ハ本人ニ出頭ヲ命ズルコトヲ得

本人陳述ヲ肯ゼズ又ハ逃亡シタルトキハ陳述ヲ聽カズシテ決

定ヲ爲スコトヲ得

刑ノ執行終了前豫防拘禁ノ請求アリタルトキハ裁判所ハ刑ノ執行終了後ト雖モ豫防拘禁ニ付スル旨ノ決定ヲ爲スコトヲ得

第四十五條　裁判所ハ事實ノ取調ヲ爲スニ付必要アル場合ニ於テハ參考人ニ出頭ヲ命ジ事實ノ陳述又ハ鑑定ヲ爲サシムルコトヲ得

裁判所ハ公務所ニ照會シテ必要ナル事項ノ報告ヲ求ムルコトヲ得

第四十六條　檢事ハ裁判所ガ本人ヲシテ陳述ヲ爲サシメ又ハ參考人ヲシテ事實ノ陳述若ハ鑑定ヲ爲サシムル場合ニ立會ヒ意見ヲ開陳シ又ハ參考ト爲ルベキ資料ヲ提出スルコトヲ得

第四十七條　本人ノ屬スル家ノ戶主、配偶者又ハ四親等內ノ血族若ハ三親等內ノ姻族ハ裁判所ノ許可ヲ受ケ補佐人ト爲ルコトヲ得

補佐人ハ裁判所ガ本人ヲシテ陳述ヲ爲サシメ若ハ參考人ヲシテ事實ノ陳述若ハ鑑定ヲ爲サシムル場合ニ立會ヒ意見ヲ開陳シ又ハ參考ト爲ルベキ資料ヲ提出スルコトヲ得

第四十八條　左ノ場合ニ於テハ裁判所ハ本人ヲ勾引スルコトヲ得

一　本人定リタル住居ヲ有セザルトキ

二　本人逃亡シタルトキ又ハ逃亡ノ虞アルトキ

三　本人正當ノ理由ナクシテ第四十四條第一項ノ出頭命令ニ應ゼザルトキ

第四十九條　前條第一號又ハ第二號ニ規定スル事由アルトキハ裁判所ハ本人ヲ豫防拘禁所ニ假ニ收容スルコトヲ得但シ已ムヲ得ザル事由アル場合ニ於テハ監獄ニ假ニ收容スルコトヲ妨ゲズ

本人監獄ニ在ルトキハ前項ノ事由ナシト雖モ之ヲ假ニ收容スルコトヲ得

第五十條　別段ノ規定アル場合ヲ除クノ外刑事訴訟法中勾引ニ關スル規定ハ第四十八條ノ勾引ニ、勾留ニ關スル規定ハ第四十二條及前條ノ假收容ニ付之ヲ準用ス但保釋及責付ニ關スル規定ハ此ノ限ニ在ラズ

第五十一條　豫防拘禁ニ付セザル旨ノ決定ニ對シテハ檢事ハ即時抗告ヲ爲スコトヲ得

豫防拘禁ニ付スル旨ノ決定ニ對シテハ本人及補佐人ハ即時抗告ヲ爲スコトヲ得

第五十二條　別段ノ規定アル場合ヲ除クノ外刑事訴訟法中決定ニ關スル規定ハ第四十四條ノ決定ニ、即時抗告ニ關スル規定ハ前條ノ即時抗告ニ付之ヲ準用ス

第五十三條　豫防拘禁ニ付サセラレタル者ハ豫防拘禁所ニ之ヲ收容シ改悛セシムル爲必要ナル處置ヲ爲スベシ

豫防拘禁所ニ關スル規程ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

第五十四條　豫防拘禁ニ付セラレタル者ハ法令ノ範圍內ニ於テ他人ト接見シ又ハ信書其ノ他ノ物ノ授受ヲ爲スコトヲ得

豫防拘禁ニ付セラレタル者ニ對シテハ信書其ノ他ノ物ノ檢閱、差押若ハ沒取ヲ爲シ又ハ保安若ハ懲戒ノ爲必要ナル處置

ヲ爲スコトヲ得假ニ收容セラレタル者及本章ノ規定ニ依リ勾引ニ付ノ執行ヲ受ケ留置セラレタル者ニ付亦同ジ

第五十五條　豫防拘禁ノ期間ハ二年トス特ニ繼續ノ必要アル場合ニ於テハ裁判所ハ決定ヲ以テ之ヲ更新スルコトヲ得

豫防拘禁ノ期間滿了前更新ノ請求アリタルトキハ裁判所ハ期間滿了後ト雖モ更新ノ決定ヲ爲スコトヲ得

更新ノ決定ハ豫防拘禁ノ期間滿了後確定シタルトキト雖モ之ヲ期間滿了ノ時確定シタルモノト看做ス

第四十條、第四十一條及第四十四條乃至第五十二條ノ規定ハ更新ノ場合ニ付之ヲ準用ス此ノ場合ニ於テ第四十九條第二項中監獄トアルハ豫防拘禁所トス

第五十六條　豫防拘禁ノ期間ハ決定確定ノ日ヨリ起算ス

拘禁セラレザル日數又ハ刑ノ執行ノ爲拘禁セラレタル日數ハ決定確定後ト雖モ前項ノ期間ニ算入セズ

第五十七條　決定確定ノ際本人受刑者ナルトキハ豫防拘禁ハ刑ノ執行終了後之ヲ執行ス

監獄ニ在ル本人ニ對シ豫防拘禁ヲ執行セントスル場合ニ於テ移送ノ準備其ノ他ノ事由ノ爲特ニ必要アルトキハ一時拘禁ヲ繼續スルコトヲ得

豫防拘禁ノ執行ハ本人ニ對スル犯罪ノ搜査其ノ他ノ事由ノ爲特ニ必要アリトキハ決定ヲ爲シタル裁判所ノ檢事又ハ本人ノ現在地ヲ管轄スル地方裁判所ノ檢事ノ指揮ニ因リ之ヲ停止スルコトヲ得

刑事訴訟法第五百三十四條乃至第五百三十六條及第五百四十四條乃至第五百四十八條ノ規定ハ豫防拘禁ノ執行ニ付之ヲ準用ス

第五十八條　豫防拘禁ニ付セラレタル者收容後其ノ必要ナキニ至リタルトキハ第五十五條ニ規定スル期間滿了前ト雖モ行政官廳ノ處分ヲ以テ之ヲ退所セシムベシ

第四十條第三項ノ規定ハ前項ノ場合ニ付之ヲ準用ス

第五十九條　豫防拘禁ノ執行ヲ爲サザルコト二年ニ及ビタルトキハ決定ヲ爲シタル裁判所ノ檢事又ハ本人ノ現在地ヲ管轄スル地方裁判所ノ檢事ハ事情ニ因リ其ノ執行ヲ免除スルコトヲ得

第四十條第三項ノ規定ハ前項ノ場合ニ付之ヲ準用ス

第六十條　天災事變ニ際シ豫防拘禁所內ニ於テ避難ノ手段ナシト認ムルトキハ收容セラレタル者ヲ他所ニ護送スベシ若シ護送スルノ暇ナキトキハ一時之ヲ解放スルコトヲ得

解放セラレタル者ハ解放後二十四時間內ニ豫防拘禁所又ハ警察官署ニ出頭スベシ

第六十一條　本章ノ規定ニ依リ豫防拘禁所若ハ監獄ニ收容セラレタル者又ハ勾引狀若ハ逮捕狀ヲ執行セラレタル者逃走シタルトキハ一年以下ノ懲役ニ處ス

前條第一項ノ規定ニ依リ解放セラレタル者同條第二項ノ規定ニ違反シタルトキ亦前項ニ同ジ

第六十二條　收容設備若ハ機具ヲ損壞シ、暴行若ハ脅迫ヲ爲シ又ハ二人以上通謀シテ前條第一項ノ罪ヲ犯シタル者ハ三月以上五年以下ノ懲役ニ處ス

第六十三條　前二條ノ未遂罪ハ之ヲ罰ス

第六十四條　本法ニ規定スルモノノ外豫防拘禁ニ關シ必要ナル事項ハ命令ヲ以テ之ヲ定ム

第六十五條　朝鮮ニ在リテハ豫防拘禁ニ關シ地方裁判所ノ爲スベキ決定ハ地方法院ノ合議部ニ於テ之ヲ爲ス

朝鮮ニ在リテハ本章中地方裁判所ノ檢事トアルハ地方法院ノ檢事、思想犯保護觀察法トアルハ朝鮮思想犯保護觀察令、刑事訴訟法トアルハ朝鮮刑事令ニ於テ依ルコトヲ定メタル刑事訴訟法トス

附　則

本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

第一章ノ改正規定ハ本法施行前從前ノ規定ニ定メタル罪ヲ犯シタル者ニ亦之ヲ適用ス但シ改正規定ニ定ムル刑ガ從前ノ規定ニ定メタル刑ヨリ重キトキハ從前ノ規定ニ定メタル刑ニ依リ處斷ス

第二章ノ改正規定ハ本法施行前公訴ヲ提起シタル事件ニ付テハ之ヲ適用セズ

第三章ノ改正規定ハ從前ノ規定ニ定メタル罪ニ付本法施行前刑ニ處セラレタル者ニ亦之ヲ適用ス

本法施行前朝鮮刑事令第十二條乃至第十五條ノ規定ニ依リ爲シタル搜査手續ハ本法施行後ト雖モ仍其ノ效力ヲ有ス

前項ノ搜査手續ニシテ本法ニ之ニ相當スル規定アルモノハ本法ニ依リ爲シタルモノト看做ス

本法施行前朝鮮思想犯豫防拘禁令ニ依リ爲シタル豫防拘禁ニ關スル手續ニシテ本法ニ之ニ相當スル規定アルモノハ本法ニ依リ爲シタルモノト看做ス

前項ノ豫防拘禁ニ關スル手續ニシテ本法ニ之ニ相當スル規定アルモノハ之ヲ本法ニ依リ爲シタルモノト看做ス

□昭和十六年法律第五十四號治安維持法改正法律施行期日ノ件

（昭和十六年五月十三日勅令第五百五十三號）

昭和十六年法律第五十四號ハ昭和十六年五月十五日ヨリ之ヲ施行ス

□司法省官制中改正ノ件

（昭和十六年五月十三日勅令第五百五十六號）

司法省官制中左ノ通改正ス

第五條中第一號ヲ削リ第二號ヲ第一號トシ以下順次一號宛繰上グ第五條ノ二中第三號ヲ第四號トシ以下順次繰下ゲ第二號ノ次ニ左ノ第一號ヲ加フ

三　豫防拘禁ニ關スル事項

第六條ニ左ノ二號ヲ加フ

五　豫防拘禁ノ執行ニ關スル事項

六　豫防拘禁所ニ關スル事項

第六條ノ四中「專任司法事務官十四人」ヲ「專任司法事務官十二人」ニ改ム

第八條中「司法省屬ハ專任百六十人」ヲ「司法省屬ハ專任百五十四人」ニ改ム

附　則

本令ハ昭和十六年五月十五日ヨリ之ヲ施行ス

「參照」

明治二十六年十月三十一日公布勅令第百四十三號司法省官制抄錄

第五條第一項

民事局ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル

一　裁判所ノ設立、廢止及管轄區域ニ關スル事項

第五條ノ二　刑事局ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル

（左記略ス）

第六條　行刑局ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル

（左記略ス）

□豫防拘禁所官制

（昭和十六年五月十三日勅令第五百五十七號）

第一條　豫防拘禁所ハ司法大臣ノ管理ニ屬ス

第二條　豫防拘禁所ニ左ノ職員ヲ置ク

所長

敎導官　專任二人　奏任

敎導官補　專任二人　判任

書記　專任二人　判任

第三條　所長ハ敎導官ヲ以テ之ニ充ツ司法大臣ノ指揮監督ヲ承ケ豫防拘禁所ノ事務ヲ掌理シ所部ノ職員ヲ指揮監督ス

所長事故アルトキハ上席ノ敎導官其ノ職務ヲ代理ス

第四條　敎導官ハ所長タル者ヲ除クノ外所長ノ命ヲ承ケ豫防拘禁所ノ事務ヲ掌ル

第五條　敎導官補ハ上司ノ指揮ヲ承ケ豫防拘禁所ノ事務ニ從事ス

第六條　書記ハ上司ノ指揮ヲ承ケ庶務ニ從事ス

第七條　第二條ニ揭グル職員ノ外豫防拘禁所ニ敎導ヲ置ク判任官ノ待遇トス其ノ任免ハ所長之ヲ行フ

前項ニ規定スルモノノ外敎導ニ關スル規程ハ司法大臣之ヲ定ム

第八條　豫防拘禁所ノ名稱及位置ハ司法大臣之ヲ定ム

附　則

本令ハ昭和十六年五月十五日ヨリ之ヲ施行ス

□豫防拘禁委員會官制

（昭和十六年五月十三日勅令第五百五十八號）

第一條　豫防拘禁委員會ハ司法大臣ノ監督ニ屬シ治安維持法第四十條、第五十五條、第五十八條及第五十九條ノ規定ニ依リ其ノ權限ニ屬セシメタル事項ヲ審議ス

第二條　各委員會ニ會長一人及委員六人ヲ以テ之ヲ組織ス

各委員會ニ豫備委員四人ヲ置ク

第三條　會長、委員及豫備委員ハ司法部內高等官及學識經驗アル者ノ中ヨリ司法大臣之ヲ命ズ

第四條　會長、委員及豫備委員ノ任期ハ二年トス

第五條　會長ハ會務ヲ總理ス

會長事故アルトキハ其ノ指名スル委員其ノ職務ヲ代理ス

第六條　委員中事故アルトキ又ハ缺員アルトキハ會長ハ豫備委員ノ中ヨリ代理ヲ命ズ

第七條　委員會ハ會長及委員ヲ併セ五人以上出席スルニ非ザレバ會議ヲ開クコトヲ得ズ

委員會ノ議事ハ過半數ニ依リ之ヲ決ス可否同數ナルトキハ會長之ヲ決ス

第八條　各委員會ニ書記ヲ置ク司法大臣之ヲ命ズ

書記ハ會長ノ指揮ヲ承ケ庶務ニ從事ス

第九條　本令ニ規定スルモノノ外委員會ニ關シ必要スル事項ハ司法大臣之ヲ定ム

附　則

本令ハ昭和十六年五月十五日ヨリ之ヲ施行ス

□高等官官等俸給令中改正ノ件

（昭和十六年五月十三日勅令第五百五十九號）

高等官官等俸給令中左ノ通改正ス

第十四條中「保護觀察所補導官」ノ次ニ「豫防拘禁所教導官」ヲ加フ

附　則

本令ハ昭和十六年五月十五日ヨリ之ヲ施行ス

□大正十一年勅令第三百十五號巡査、看守、憲兵兵長、陸軍警査、陸軍監獄看守、海軍警査、海軍監獄看守、貴族院守衞、衆議院守衞、朝鮮總督府豫防拘禁所教導及判任官ノ待遇ヲ受クル消防手ノ待遇相當等級ニ關スル件中改正ノ件

（昭和十六年五月十三日勅令第五百六十號）

大正十一年勅令第三百十五號中左ノ通改正ス

「衆議院守衞、」ノ下ニ「豫防拘禁所教導、」ヲ加フ

附　則

本令ハ昭和十六年五月十五日ヨリ之ヲ施行ス

「參照」

大正十一年六月二日公布　勅令第三百十五號

巡査、看守、憲兵兵長、陸軍警査、陸軍監獄看守、海軍警査、海軍監獄看守、貴族院守衞、衆議院守衞、朝鮮總督府豫防拘禁所教導及判任官ノ待遇ヲ受クル消防手ノ待遇相當等級ハ判任官三等以下トシ文武判任官等級區分ノ例ニ依ル

□豫防拘禁所教導給與令

（昭和十六年五月十三日勅令第五百六十一號）

第一條　教導ノ月俸ハ三十圓乃至七十圓トス但シ教導部長タル教導ニハ八十圓迄ヲ給スルコトヲ得

教習中ノ教導ノ月俸ハ二十圓乃至三十六圓トス

第二條　教導ニシテ最上額ヲ受ケ二年ヲ超エ事務熟練優等ナル者ニハ月額七圓以内ヲ加給スルコトヲ得但シ教導部長タル教導ニハ月額十圓以内ヲ加給スルコトヲ得

第三條　月俸ノ增給ハ十圓ヲ超ユルコトヲ得ズ

第四條　功勞記章ヲ附與セラレタル教導ニハ月額二十圓以内ノ

功勞加俸ヲ給スルコトヲ得

第五條　教導ニシテ五年以上勤續シ行狀方正勤務勉勵事務熟達ニ因リ其ノ精勤ヲ表彰セラレタル者ニハ月額十圓以内ノ精勤加俸ヲ給スルコトヲ得

看守タル者教導ニ任ゼラレタル場合ニ於テハ前項ノ期間ノ計算ニ付テハ看守ノ勤續年數ハ之ヲ教導ノ勤續年數ニ通算ス

第六條　功勞加俸ヲ受クル教導功勞記章ノ返納ヲ命ゼラレタルトキ又ハ精勤加俸ヲ受クル教導其ノ成績佳良ナラズト認メラレタルトキハ其ノ加俸ノ支給ヲ廢止ス

功勞加俸又ハ精勤加俸ヲ受クル教導懲戒處分ヲ受ケタルトキハ其ノ加俸ノ全部又ハ一部ノ支給ヲ廢止スルコトヲ得

第七條　休職教導ニシテ陸軍又ハ海軍ニ於テ受クル俸給又ハ給料ノ月額休職ヲ命ゼラレタル當時ノ月俸額ヨリ寡少ナルトキハ其ノ不足額ニ相當スル金額以内ノ休職給ヲ給スルコトヲ得

第八條　通譯其ノ他特別ノ技能ヲ有スル教導ニハ月額五十圓以内ノ特別手當ヲ給スルコトヲ得

第九條　非番ノ日ニ於テ臨時勤務ニ服シタル教導ニハ一日二圓以内ノ勤務手當ヲ給スルコトヲ得

第十條　訓練中ノ教導ニハ月額二十圓以内ノ訓練手當ヲ給スルコトヲ得

第十一條　教導ニハ月額二十圓以内ノ宿料ヲ給スルコトヲ得

第十二條　月俸ハ新任、增俸、減俸又ハ復職ノ場合ニ於テハ其ノ翌日ヨリ、休職又ハ退職ノ場合ニ於テハ其ノ當日迄日割ヲ以テ給ス但シ左ノ各號ノ一ニ該當スル者ニハ當月分ノ全額ヲ給ス

一　職務上ノ傷痍又ハ疾病ニ因リ其ノ職ニ堪ヘズ退職シタル者

二　廢職廢官ノ爲退職シタル者

三　身體若ハ精神ノ衰弱又ハ事務ノ都合ニ依リ退職ヲ命ゼラレタル者

四　在職中死亡シタル者

第十三條　病氣ノ爲執務セザルコト六十日ヲ超ユル者又ハ私事ノ故障ニ因リ執務セザルコト二十日ヲ超ユル者ハ日割ヲ以テ月俸ノ半額ヲ減ズ但シ公務ノ爲傷痍ヲ受ケ若ハ疾病ニ罹リ又ハ服忌ヲ受クル者ハ此ノ限ニ在ラズ

第十四條　本令ニ定ムルモノノ外俸給ノ支給ニ關シテハ判任官ノ俸給支給ノ例ニ依ル

附　則

本令ハ昭和十六年五月十五日ヨリ之ヲ施行ス

教導ニハ當分ノ間被服ヲ給スルコトヲ得其ノ額ハ司法大臣之ヲ定ム

□奏任及判任待遇監獄職員給與令中改正ノ件

（昭和十六年五月十三日勅令第五百六十二號）

奏任及判任待遇監獄職員給與令中左ノ通改正ス

第四條ニ左ノ一項ヲ加フ

豫防拘禁所教導タル者看守ニ任セラレタル場合ニ於テハ前項

ノ期間ノ計算ニ付テハ豫防拘禁所敎導ノ勤續年數ハ之ヲ看守ノ勤續年數ニ通算ス

附　則

本令ハ昭和十六年五月十五日ヨリ之ヲ施行ス

「參照」

大正十一年十月十四日公布勅令第四百三十八號奏任及判任待遇監獄職員給與令抄錄

第四條　看守ニシテ五年以上勤續シ行狀方正勤務勉勵事務熟達ニ因リ其ノ精勤ヲ表彰セラレタル者ニハ月額十圓以內ノ精勤加俸ヲ給スルコトヲ得

□豫防拘禁所敎導ノ療治料、給助料及弔祭料給與ニ關スル件

（昭和十六年五月十三日勅令第五百六十三號）

巡査看守療治料、給助料及弔祭料給與令第一條、第二條、第三條第一項乃至第三項、第四條及第五條ノ規定ハ豫防拘禁所敎導之ヲ準用ス

勤續年數ノ計算ニ關シテハ恩給法第二十八條第一項及第四十條ノ二ノ例ニ依ル

看守タル者豫防拘禁所敎導ニ任セラレタル場合ニ於テハ看守ノ勤續年數ハ之ヲ豫防拘禁所敎導ノ勤續年數ニ通算ス

附　則

本令ハ昭和十六年五月十五日ヨリ之ヲ施行ス

□巡査看守療治料、給助料及弔祭料給與令中改正ノ件

（昭和十六年五月十三日勅令第五百六十四號）

巡査看守療治料、給助料及弔祭料給與令中左ノ通改正ス

第三條第三項ノ次ニ左ノ一項ヲ加フ

豫防拘禁所敎導タル者看守ニ任セラレタル場合ニ於テハ豫防拘禁所敎導ノ勤續年數ハ之ヲ看守ノ勤續年數ニ通算ス

附　則

本令ハ昭和十六年五月十五日ヨリ之ヲ施行ス

□判任文官特別任用令中改正ノ件

（昭和十六年五月十三日勅令第五百六十五號）

判任文官特別任用令中左ノ通改正ス

第二條中「副看守長」ノ下ニ「竝ニ豫防拘禁所敎導官補」ヲ、「各廳看守」ノ下ニ「又ハ豫防拘禁所敎導」ヲ加フ

附　則

本令ハ昭和十六年五月十五日ヨリ之ヲ施行ス

「參照」

大正九年九月一日勅令第三百五十七號判任文官特別任用令抄錄

第二條　各廳ノ看守長及副看守長ハ二年以上各廳看守ノ職ニ在リ學術試驗及實務考查ニ合格シタル者ヨリ之ヲ任用スルコトヲ得

□戰時又ハ事變ニ際シ陸海軍ニ召集セラレタル豫防拘禁所敎導ノ休職ニ關スル件

（昭和十六年五月十三日勅令第五百六十六號）

戰時又ハ事變ニ際シ陸軍又ハ海軍ニ召集セラレタル豫防拘禁所敎導ニハ其ノ間休職ヲ命ズルコトヲ得

前項中休職中ノ日數ハ在職年數ニ算入ス

附　則

本令ハ昭和十六年五月十五日ヨリ之ヲ施行ス

□豫防拘禁所官吏ノ功勞記章ニ關スル件

（昭和十六年五月十三日勅令第五百六十七號）

大正十一年勅令第四百四十號ハ豫防拘禁所官吏ノ功勞記章ニ付之ヲ準用ス但シ同令中監獄ノ長ノ職務ハ豫防拘禁所長之ヲ行フ

附　則

本令ハ昭和十六年五月十五日ヨリ之ヲ施行ス

「參照」

大正十一年十月十四日公布勅令第四百四十號ハ監獄官吏ノ功勞記章ニ關スル件ナリ

□刑務共濟組合令中改正ノ件

（昭和十六年五月十三日勅令第五百六十八號）

刑務共濟組合令中左ノ通改正ス

第一條中「及看守」ヲ「、看守及豫防拘禁所敎導」ニ改ム

附　則

本令ハ昭和十六年五月十五日ヨリ之ヲ施行ス

「參照」

昭和十五年七月三十一日公布勅令第四百八十九號刑務共濟組合令抄錄

第一條　司法部內ノ副看守長及看守ハ司法大臣ノ定ムル所ニ依リ相互救濟ヲ目的トスル組合ヲ組織ス

□大正十二年勅令第五百二十八號司法警察官吏及司法警察官吏ノ職務ヲ行フヘキ者ノ指定等ニ關スル件中改正ノ件

（昭和十六年五月十三日勅令第五百六十九號）

大正十二年勅令第五百二十八號中左ノ通改正ス

第三條ノ二ヲ第三條ノ三トス

第三條ノ二　豫防拘禁所長ハ豫防拘禁所ニ於ケル犯罪ニ付刑事訴訟法第二百四十八條ニ規定スル司法警察官ノ職務ヲ行フ

第四條第三號ノ次ニ左ノ一號ヲ加フ

三ノ二　豫防拘禁所タラサル敎導官及敎導官補

同條第十一號ヲ次ニ左ノ一號ヲ加フ

十一ノ二　豫防拘禁所敎導

第五條第三號ノ次ニ左ノ一號ヲ加フ

三ノ二　前條第三號ノ二及第十一號ノ二ニ揭クル者ニ在リテ

ハ豫防拘禁所ニ於ケル犯罪

附　則

本令ハ昭和十六年五月十五日ヨリ之ヲ施行ス

□豫防拘禁手續令

（昭和十六年五月十四日
司法省令第四十九號）

第一條　檢事豫防拘禁ニ付スベキ者アリト思料スルトキハ速ニ本人ノ經歷、境遇、性行、心身ノ狀況、思想ノ推移其ノ他必要ナル事項ノ取調ヲ爲スベシ

檢事ハ前項ノ取調ヲ他ノ檢事ニ囑託シ又ハ司法警察官ヲシテ其ノ取調ヲ爲サシムルコトヲ得

第二條　監獄ノ長又ハ保護觀察所長其ノ職務ヲ行フニ因リ豫防拘禁ニ付スベキ者アルコトヲ認知シタルトキハ檢事ニ對シ書面ヲ以テ豫防拘禁ノ申立ヲ爲スベシ

前項ノ書面ニハ申立ノ理由ヲ記載シ且參考ト爲ルベキ資料ヲ添付スベシ

第三條　治安維持法第四十一條第二項ニ規定スル本人ノ同行ハ同行狀ヲ發シテ之ヲ爲スベシ

同行狀ニハ本人ヲ同行セシムベキ事由、本人ノ氏名及住居ヲ記載シ檢事之ニ記名捺印スベシ但シ本人ノ住居分明ナラザルトキハ之ヲ記載スルコトヲ要セズ

第四條　同行狀ハ數通ヲ作リ之ヲ司法警察官吏數人ニ交付スルコトヲ得

第五條　司法警察官吏ハ必要アルトキハ管轄區域外ニ於テ同行狀ノ執行ヲ爲シ又ハ其ノ他ノ司法警察官吏ニ其ノ執行ヲ求ムルコトヲ得

第六條　同行狀ヲ執行スルニハ之ヲ本人ニ示シテ同行ヲ命ジタル檢事ニ引致スベシ

第七條　軍事用ノ廳舍又ハ艦船ノ內ニ在ル者ニ對シ同行狀ヲ執行スベキ場合ニ於テハ廳舍若ハ艦船ノ長又ハ之ニ代ルベキ者ニ同行狀ヲ示シテ引渡ヲ求ムベシ

第八條　同行狀ヲ執行シタルトキハ之ニ執行ノ場所及年月日時ヲ記載シ之ヲ執行スルコト能ハザルトキハ其ノ事由ヲ記載シテ記名捺印スベシ

同行狀ノ執行ニ關スル調書ハ執行ヲ指揮シタル檢事ニ之ヲ差出スベシ

第九條　檢事同行狀ノ執行ヲ受ケタル本人ヲ受取リタルトキハ速ニ其ノ取調ヲ爲スベシ

第十條　檢事取調ノ結果ニ依リ豫防拘禁ニ付スベキモノト思料スルトキハ書面ヲ以テ豫防拘禁委員會ノ意見ヲ求ムベシ

前項ノ書面ニハ豫防拘禁ニ付スベキモノト思料スル理由ヲ記載シ且取調ニ關スル書類及參考ト爲ルベキ資料ヲ添附スベシ

第十一條　豫防拘禁委員會ハ速ニ審議ヲ爲シ意見ヲ決スベシ

意見決シタルトキハ直ニ書面ヲ以テ檢事ニ其ノ意見ヲ通知シ且前條ノ書面、書類及資料ヲ還付スベシ

第十二條　豫防拘禁委員會ハ檢事ニ對シ必要ナル事項ノ取調ヲ求ムルコトヲ得

第十三條　檢事ハ豫防拘禁委員會ノ審議ニ列席シ意見ヲ述ブルコトヲ得

第十四條　豫防拘禁ノ請求ハ書面ヲ以テ之ヲ爲スベシ

前項ノ書面ニハ請求ノ理由ヲ記載シ且豫防拘禁委員會ノ意見書其ノ他ノ書類及參考ト爲ルベキ資料ヲ添附スベシ

第十五條　治安維持法第四十七條ノ規定ニ依リ補佐人タラントスル者ハ請求ヲ受ケタル裁判所ニ書面ヲ以テ許可ノ申請ヲ爲スベシ

申請書ニハ本人ヲシテ連署セシメ且本人トノ身分關係ヲ證スル書面ヲ添附スベシ

第十六條　前條ノ申請アリタルトキハ裁判所ハ檢事ノ意見ヲ聽キ補佐人タラントスル者ノ思想、經歷其ノ他ノ事情ヲ斟酌シテ許否ヲ決スベシ

許否ヲ決シタルトキハ補佐人タラントスル者及本人ニ之ヲ通知スベシ

第十七條　豫防拘禁ノ請求アリタルトキハ裁判所ハ本人ノ陳述ヲ聽ク爲速ニ期日ヲ定ムベシ

期日ヲ定メタルトキハ之ヲ檢事及補佐人ニ通知スベシ

第十八條　裁判所書面ヲ以テ本人ニ出頭ヲ命ズル場合ニ於テハ出頭命令狀ヲ發シテ之ヲ爲スベシ

出頭命令狀ニハ出頭スベキ事由、本人ノ氏名及住居ヲ記載シ裁判長之ニ記名捺印スベシ

出頭命令狀ニハ本人ノ出頭スベキ年月日時、場所及命令ニ應ゼザルトキハ勾引狀ヲ發スルコトアルベキ旨ヲモ記載スベシ

出頭命令狀ノ執行ニハ書留郵便其ノ他相當ノ方法ニ依リ之ヲ送達スベシ

第十九條　裁判所書面ニ依ラズシテ本人ニ出頭ヲ命ジタル場合ニ於テハ出頭ヲ命ジタルコト及命令ノ內容ヲ帳簿ニ記載シ又ハ其ノ他適當ノ方法ニ依リ之ヲ適確ナラシムル處置ヲ講ズベシ

第二十條　裁判所參考人ヲシテ事實ノ陳述又ハ鑑定ヲ爲サシムル場合ニ於テハ速ニ取調期日ヲ定ムベシ

裁判所必要アリト認ムルトキハ取調ノ席ニ本人ヲ在席セシムルコトヲ得

裁判所取調期日ヲ定メタルトキハ之ヲ檢事及補佐人ニ通知スベシ但シ急速ヲ要スルトキハ此ノ限ニ在ラズ

第二十一條　裁判所本人ヲシテ陳述ヲ爲サシメ又ハ參考人ヲシテ事實ノ陳述若ハ鑑定ヲ爲サシムル場合ニ於テハ裁判所書記ヲ列席セシムベシ

裁判所書記ハ調書ヲ作成スベシ

第二十二條　前條ノ調書ニハ左ノ事項其ノ他必要ト認ムル事項ヲ記載スベシ

一　陳述ヲ聽キ又ハ取調ヲ爲シタル裁判所及年月日

二　判事、檢事及裁判所書記ノ官氏名竝ニ本人、補佐人及通事ノ氏名

三　本人陳述ヲ肯ゼズ又ハ逃亡シタルトキハ其ノ旨

四　本人ノ陳述及參考人ノ事實ノ陳述若ハ鑑定ノ要旨

五　檢事及補佐人ノ意見ノ要旨
調書ニハ裁判長裁判所書記ト共ニ署名捺印スベシ
裁判長差支アルトキハ上席ノ判事其ノ事由ヲ附記シテ署名捺印スベシ
裁判所書記差支アルトキハ裁判長其ノ事由ヲ附記シテ署名捺印スベシ
第二十三條　本人國語ニ通ゼザル場合ニ於テハ通事ヲシテ通譯ヲ爲サシムベシ參考人國語ニ通ゼザル場合ニ付亦同ジ
本人又ハ參考人聾者又ハ唖者ナル場合ニ於テハ通事ヲシテ通譯ヲ爲セシムルコトヲ得
國語ニ非ザル文字又ハ符號ハ之ヲ飜譯セシムルコトヲ得
第二十四條　檢事豫防拘禁ノ請求ヲ爲シタル場合ニ於テ本人在監者ナルトキハ監獄ノ長ニ、本人保護觀察ニ付セラレ居ル者ナルトキハ保護觀察所長ニ其ノ旨ヲ通知スベシ豫防拘禁ノ決定確定シタル場合亦同ジ
第二條ノ規定ニ依リ申立アリタル場合ニ於テ檢事豫防拘禁ノ請求ヲ爲サザルトキハ申立ヲ爲シタル監獄ノ長又ハ保護觀察所長ニ其ノ旨ヲ通知スベシ
第二十五條　第一條乃至前條ノ規定ハ豫防拘禁ノ期間ヲ更新スル場合ニ付之ヲ準用ス
第二十六條　受刑者ニ對シ豫防拘禁ニ付スル旨ノ決定確定シタルトキハ檢事ハ刑ノ執行終了後引續キ豫防拘禁ノ執行ヲ爲スベキ旨ヲ指揮スベシ
第二十七條　本人刑ノ執行又ハ假收容ノ爲監獄ニ在ルトキハ豫防拘禁ノ執行指揮ニ關スル書類ハ本人ノ在監スル監獄ノ長ヲ經由シテ豫防拘禁所長ニ送付スベシ此ノ場合ニ於テハ檢事ハ豫防拘禁ノ執行ヲ指揮シタル旨ヲ豫防拘禁所長ニ通知スベシ
監獄ノ長執行指揮ニ關スル書類ヲ受取リタルトキハ速ニ本人ヲ豫防拘禁所ニ移送スベシ但本人受刑者ナルトキハ刑ノ執行終了後速ニ之ヲ爲スベシ
監獄ノ長ハ看守長、副看守長又ハ看守ヲシテ本人ヲ押送セシムルコトヲ得
第二十八條　豫防拘禁所長治安維持法第五十七條第三項ノ規定ニ依リ豫防拘禁ノ執行ヲ停止スベキ事由アリト思料スルトキハ速ニ其ノ旨ヲ本人ノ現在地ヲ管轄スル地方裁判所ノ檢事ニ通知スベシ特ニ必要アリト認ムルトキハ決定ヲ爲シタル裁判所ノ檢事ニモ通知スベシ
同條第四項ノ規定ニ依リ準用セラルル刑事訴訟法第五百四十四條又ハ第五百四十六條ニ揭グル事由アリト思料スルトキ亦前項ニ同ジ
第二十九條　豫防拘禁所長治安維持法第五十八條ノ規定ニ依リ本人ヲ退所セシムベキモノト思料スルトキハ本人ノ現在地ヲ管轄スル地方裁判所ノ檢事ノ意見ヲ聽キ書面ヲ以テ豫防拘禁委員會ノ意見ヲ求ムベシ
前項ノ書面ニハ退所セシムベキモノト思料スル理由ヲ記載シ且本人ノ思想ノ推移、行狀其ノ他參考ト爲ルベキ事項ニ關スル調査書類及資料ヲ添附スベシ

豫防拘禁所長及檢事ハ豫防拘禁委員會ノ審議ニ列席シ意見ヲ述ブルコトヲ得
第十一條及第十二條ノ規定ハ第一項ノ場合ニ付之ヲ準用ス
第三十條　豫防拘禁所長本人ヲ退所セシメントスルトキハ書面ヲ以テ司法大臣ノ許可ヲ受クベシ
前項ノ書面ニハ豫防拘禁委員會ノ意見書其ノ他ノ書類及參考ト爲ルベキ資料ヲ添附スベシ
第三十一條　前二條ノ規定ハ治安維持法第五十九條ノ規定ニ依リ豫防拘禁ノ執行ヲ免除スル場合ニ付之ヲ準用ス
第三十二條　豫防拘禁委員會ノ審議其ノ他豫防拘禁ニ關シテハ秘密ヲ保チ本人其ノ他ノ者ノ名譽ヲ毀損セザルコトニ注意スベシ

附　則

本令ハ昭和十六年五月十五日ヨリ之ヲ施行ス

□豫防拘禁處遇令

（昭和十六年五月十四日
司法省令第五十號）

第一條　豫防拘禁ノ執行ヲ受クル者（以下被拘禁者ト稱ス）ニハ收容ノ際其ノ衣類及身體ノ檢査並ニ其ノ健康ノ診査ヲ爲スベシ收容後必要アリト認ムルトキ亦同ジ
第二條　被拘禁者ニハ身上ノ調査ヲ爲スベシ
前項ノ調査ヲ爲スニ付必要アリト認ムルトキハ公務所又ハ緣故者ニ照會ヲ爲スベシ
第三條　被拘禁者ニハ必要アリト認ムルトキハ指紋ノ採取其ノ他個性識別ニ必要ナル處置ヲ爲スベシ
第四條　被拘禁者ニハ改悛セシムル爲必要ナル調育及訓練ヲ施スベシ
調育及訓練ノ種類及時間ハ司法大臣ノ認可ヲ受クベシ
第五條　被拘禁者ニハ改悛セシムル爲必要ナル勞作ヲ課スベシ
勞作ノ種類及時間ハ司法大臣ノ認可ヲ受クベシ
勞作ニ就ク者ニハ賞與金ヲ給スルコトヲ得
第六條　被拘禁者勞作ニ因リ創傷ヲ受ケ又ハ疾病ニ罹リ之ガ爲ニ死亡シ又ハ業務ヲ營ミ難キニ至リタルトキハ手當金ヲ給スルコトヲ得
第七條　被拘禁者ニハ紀律ニ害ナキ限リ圖書ノ閱讀ヲ許ス
第八條　被拘禁者ニハ一定ノ衣類、寢具、食器及雜具ヲ使用セシムベシ
前項ニ揭グル物ノ品目及製式ハ司法大臣ノ認可ヲ受クベシ
第九條　被拘禁者ニハ其ノ體質、健康、年齡、勞作等ヲ斟酌シテ必要ナル糧食及飮料ヲ給スベシ
糧食及飮料ノ種類及分量ハ司法大臣ノ認可ヲ受クベシ
第十條　被拘禁者前二條ニ揭グル物ノ自辨ヲ請フトキハ情狀ニ因リ之ヲ許スコトヲ得
第十一條　被拘禁者ニハ健康ヲ保ツニ必要ナル運動及入浴ヲ爲サシムベシ
第十二條　被拘禁者ニハ種痘其ノ他健康ヲ保ツニ必要ナル醫術ヲ行フコトヲ得
第十三條　被拘禁者疾病ニ罹リタルトキハ醫師ヲシテ治療ヲ爲

サシムベシ

病者醫師ヲ指定シ自費ヲ以テ治療ヲ補助セシメンコトヲ請フトキハ情狀ニ因リ之ヲ許スコトヲ得

第十四條 被拘禁者ニ適當ノ治療ヲ施スコト能ハズト認ムルトキハ情狀ニ因リ假ニ之ヲ病院其ノ他ノ施設ニ移送スルコトヲ得

前項ノ規定ニ依リ移送シタル者ハ之ヲ被拘禁者ト看做ス

第十五條 被拘禁者自殺ノ虞アルトキ又ハ逃走、暴行其ノ他紀律ヲ紊ス行爲ヲ爲ス虞アルトキハ戒具ヲ使用スルコトヲ得

被拘禁者豫防拘禁所外ニ在ルトキ亦前項ニ同ジ

第十六條 戒具ハ左ノ三種トス

一 捕繩
二 手錠
三 防聲具

戒具ノ製式及使用方法ハ司法大臣別ニ之ヲ定ム

第十七條 第十五條第一項ノ場合ニ於テ必要アリト認ムルトキハ鎭靜室ニ拘禁スルコトヲ得

鎭靜室ノ設備ハ司法大臣別ニ之ヲ定ム

鎭靜室ノ拘禁期間ハ二十日ヲ超ユルコトヲ得ズ但シ特ニ繼續ノ必要アル場合ニ於テハ爾後五日毎ニ其ノ期間ヲ更新スルコトヲ妨ゲズ

第十八條 被拘禁者紀律ニ違ヒヌルトキハ懲戒ヲ行フ

第十九條 懲戒ハ左ノ如シ

一 譴責
二 圖書閱讀ノ六月以內ノ禁止
三 賞與金計算高ノ一部又ハ全部減削
四 二月以內ノ謹愼

謹愼ハ居房ニ屛居セシム

第一項各號ノ懲戒ハ之ヲ併科スルコトヲ得

第二十條 懲戒ハ情狀ニ因リ其ノ執行ヲ猶豫シ、停止シ又ハ免除スルコトヲ得

第二十一條 被拘禁者ニ接見ヲ請フ者アルトキハ被拘禁者トノ續柄、面談ノ要旨其ノ他必要ナル事項ヲ調査スベシ

接見ハ不適當ト認ムルトキハ之ヲ許サズ

接見ニハ豫防拘禁所ノ官吏之ニ立會フベシ

第二十二條 信書其ノ他ノ物ハ授受ノ際豫防拘禁所ノ官吏之ヲ檢閱シ又ハ檢査スベシ

信書其ノ他ノ物ニシテ不適當ト認ムルモノハ其ノ授受ヲ許サズ

第二十三條 授受ヲ許サザル信書其ノ他ノ物ハ之ヲ差押フルコトヲ得

差押物ニシテ還付ヲ不適當ト認ムルモノハ之ヲ沒取スベシ

第二十四條 被拘禁者ノ携帶スル物又ハ受クルコトヲ得ズ但シ特ニ繼續ノ必要アル場合ニ於テハ爾後五日毎ニ其ノ期間ヲ更新スルコトヲ妨ゲズ

第十八條 被拘禁者紀律ニ違ヒヌルトキハ懲戒ヲ行フ

第十九條 懲戒ハ左ノ如シ

一 譴責

領置ヲ爲サズ又ハ之ヲ解キタル物ニ付本人相當ノ處分ヲ爲サザルトキハ之ヲ沒取スルコトヲ得

第二十五條 被拘禁者領置物ヲ以テ正當ノ用途ニ充テンコトヲ請フトキハ之ヲ許スコトヲ得

第二十六條 領置物ハ釋放ノ際之ヲ交付ス

第二十七條 被拘禁者ノ私ニ所持スル物又ハ逃走者ノ遺留物ハ之ヲ沒取スルコトヲ得

被拘禁者ニ宛テ送致シ來リタル物ニシテ差出人ノ氏名若ハ住居不明ナルトキ又ハ本人ニ於テ受領ヲ拒ミタルトキ亦前項ニ同ジ

第二十八條 治安維持法第六十條ノ規定ニ依リ被拘禁者ヲ解放スルトキハ出頭スベキ場所其ノ他必要ナル事項ヲ告知スベシ

第二十九條 豫防拘禁ノ期間滿了シ釋放セラルベキ者ハ其ノ請求ニ因リ期間滿了ノ翌日午後六時マデ之ヲ在所セシムルコトヲ得

第三十條 釋放セラルベキ者重キ疾病ニ罹リ豫防拘禁所ニ於テ醫療中ナルトキハ其ノ請求ニ因リ仍ホ在所セシムルコトヲ得

第三十一條 被拘禁者死亡シタルトキハ豫防拘禁所長ハ其ノ死體ヲ檢視スベシ

變死又ハ變死ノ疑アル場合ニ於テハ速ニ豫防拘禁所ノ所在地ヲ管轄スル地方裁判所又ハ區裁判所ノ檢事ニ通報シテ其ノ死體ノ檢視ヲ受クベシ

第三十二條 死亡者ノ病名、死因及死亡ノ日時ハ速ニ之ヲ戶主、親族其ノ他ノ緣故者ニ通知シ死體ヲ引取ラシムベシ

第三十三條 死體ノ引取人ナキトキハ成規ノ手續ニ依リ之ヲ埋葬スベシ

第三十四條 司法大臣ハ少クトモ每年一回官吏ヲシテ豫防拘禁所ヲ巡閱セシム

判事及檢事ハ豫防拘禁所ヲ巡視スルコトヲ得

第三十五條 被拘禁者豫防拘禁所ノ處置ニ對シ不服アルトキハ司法大臣又ハ巡閱官吏ニ情願ヲ爲スコトヲ得

第三十六條 豫防拘禁所ノ參觀ヲ請フ者アルトキハ學術ノ研究其ノ他正當ノ理由アリト認ムル場合ニ限リ之ヲ許スコトヲ得

第三十七條 豫防拘禁所ニ男區及女區ヲ設ケ之ヲ分隔ス

第三十八條 豫防拘禁所ニハ特ニ區劃シタル場所ヲ設ケ假ニ收容スベキ者及治安維持法第三章ノ規定ニ依リ勾引狀ノ執行ヲ受ケ留置スベキ者ヲ拘禁ス

監獄ニ假ニ收容スベキ者及治安維持法第三章ノ規定ニ依リ勾引狀ノ執行ヲ受ケ監獄ニ留置スベキ者ハ之ヲ拘置監ニ拘禁ス治安維持法第五十七條第二項ノ規定ニ依リ拘禁スベキ者ニ付亦同ジ

第三十九條 前條ニ揭グル者ニハ本令中第一條乃至第三條、第七條乃至第二十八條、第三十條乃至第三十三條、第三十五條ノ規定ヲ準用ス

第四十條 豫防拘禁所長ハ司法大臣ノ認可ヲ受ケ被拘禁者及第三十八條第一項ニ揭グル者ノ處遇ニ關スル細則ヲ定ムベシ

附 則

本令ハ昭和十六年五月十五日ヨリ之ヲ施行ス

□豫防拘禁費用規程

（昭和十六年五月十四日
司法省令第五十一號）

第一條　左ニ揭グル者ニハ本令ノ定ムル所ニ依リ日當、旅費及止宿料ヲ給與スルコトヲ得

一　豫防拘禁ニ關シ事實ノ取調ヲ爲スニ付裁判所又ハ受託判事ノ出頭ヲ命ジタル參考人及裁判所又ハ受託判事ノ呼出ニ應ジテ出頭シタル通事又ハ飜譯人

二　豫防拘禁ニ關シ必要ナル取調ヲ爲スニ付檢事ノ呼出ニ應ジテ出頭シタル者

第二條　日當ハ出頭一度ニ付二圓以內ニ於テ之ヲ定ム但シ鑑定ヲ爲シタル參考人、通事若ハ飜譯人又ハ檢事ノ囑託ニ依リ鑑定、通譯若ハ飜譯ヲ爲シタル者ノ日當ハ二圓以上十圓以內ニ於テ之ヲ定ム

第三條　鑑定又ハ通譯若ハ飜譯ニ付數多ノ時間又ハ特別ノ技能若ハ費用ヲ要スルトキハ日當ノ外相當ノ金額ヲ給與スルコトヲ得

第四條　刑事訴訟費用法第四條及第五條ハ第一條各號ニ揭グル者ニ給與スベキ旅費及止宿料ノ金額ニ付之ヲ準用ス

第五條　前三條ノ金額ハ第一條第一號ノ場合ニ在リテハ裁判所又ハ受託判事、第二號ノ場合ニ在リテハ檢事之ヲ定ム

附　則

本令ハ昭和十六年五月十五日ヨリ之ヲ施行ス

□豫防拘禁所教導ノ定員ニ關スル件

（昭和十六年五月十五日
司法省令第五十二號）

豫防拘禁所官制第七條第二項ニ依リ豫防拘禁所教導ノ定員左ノ通リ定ム

豫防拘禁所教導　二十人

附　則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

□刑務共濟組合規則中改正ノ件

（昭和十六年五月十五日
司法省令第五十三號）

刑務共濟組合規則中左ノ通リ改正ス

第四條中「又ハ看守」ヲ「、看守又ハ豫防拘禁所教導」ニ改ム

第五條第三號中「又ハ看守」ヲ「、看守又ハ豫防拘禁所教導」ニ改ム

附　則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

「參照」

昭和十五年七月三十一日司法省令第五十三號刑務共濟組合規則抄錄

第四條　副看守長又ハ看守ニ任命セラレ若ハ復職ヲ命ゼラレタル者ハ任命又ハ復職ノ日ヨリ組合員タルモノトス

第五條　組合員ハ左ノ各號ノ一ニ該當スル場合ニ限リ組合ヲ脫退ス

三　副看守長又ハ看守以外ノ官職ニ轉ジタルトキ

□豫防拘禁所ハ其ノ司掌事務ニ係ル民事訴訟ニ付國ヲ代表スルノ件

（昭和十六年六月四日
司法省令第六十一號）

豫防拘禁所ハ其ノ司掌事務ニ係ル民事訴訟ニ付國ヲ代表ス

附　則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

□司法省所管ニ係ル不動產ノ囑託ニ付官吏ヲ指定スル件

（昭和十六年六月四日
司法省令第六十二號）

當省所管ニ係ル不動產登記ノ囑託ニ付テハ左ノ官吏ヲ指定ス

司法大臣官房會計課長

控訴院長（東京控訴院長ヲ除ク）

地方裁判所長（東京、大阪、名古屋、佃臺地方裁判所長ヲ除ク）

少年審判所長

保護觀察所長

少年院長

拘置所長

刑務所長

少年刑務所長

豫防拘禁所長

附　則

昭和二年司法省令第十九號ハ之ヲ廢止ス

「參照」

昭和二年九月二十日司法省令第十九號ハ本號ト同件ナリ

□昭和二年十二月內閣告示第六號昭和二年勅令第三百三十號兵役施行令第百二十七條第一項但書ノ規程ニ依ル指定ノ件中改正ノ件

（昭和十六年六月十日
內閣告示第九號）

昭和二年十二月內閣告示第六號昭和二年勅令第三百三十號兵役施行令第百二十七條第一項但書ノ規定ニ依ル指定ノ件中左ノ通改正ス

一一　各監獄看守長、看守」ヲ「一一　各監獄看守長、副看守長、看守、教導」ニ改メ「朝鮮總督官房文書課長、朝鮮總督府鐵道局運輸課長、朝鮮總督府遞信局業務課長、朝鮮總督府專賣局庶務課長、朝鮮總督府鐵道局運輸課長、朝鮮總督府遞信局業務課長、朝鮮總督府專賣局庶務課長、各地豫防拘禁所教導官補、教導」ニ改メ「朝鮮總督官房文書課長、朝鮮總督府鐵道局運輸課長、朝鮮總督府遞信局業務課長、朝鮮總督府專賣局庶務課長、各地豫防拘禁所教導官補、教導、看守長、看守」ヲ「朝鮮總督官房文書課長、朝鮮總督府鐵道局運輸課長、朝鮮總督府遞信局業務課長、朝鮮總督府專賣局庶務課長、各地豫防拘禁所教導官補、教導、看守長、看守、技手」ニ改ム

□豫防拘禁ノ名稱及位置ニ關スル件

（昭和十六年五月十五日
司法省告示第十八號）

豫防拘禁所官制第十八條ニ依リ豫防拘禁所ノ名稱及位置ヲ定ムルコト左ノ如シ

名稱	位置
東京豫防拘禁所	東京府東京市

□豫防拘禁委員會ノ名稱及設置場所ニ關スル件

（昭和十六年五月十五日
司法省告示第十九號）

豫防拘禁委員會官制第九條ニ依リ豫防拘禁委員會ノ名稱及設置場所左ノ通定ム

名稱	設置場所
東京豫防拘禁委員會	東京刑事地方裁判所檢事局
橫濱豫防拘禁委員會	橫濱地方裁判所檢事局
水戸豫防拘禁委員會	水戸地方裁判所檢事局
前橋豫防拘禁委員會	前橋地方裁判所檢事局
靜岡豫防拘禁委員會	靜岡地方裁判所檢事局
長野豫防拘禁委員會	長野地方裁判所檢事局
新潟豫防拘禁委員會	新潟地方裁判所檢事局
京都豫防拘禁委員會	京都地方裁判所檢事局
大阪豫防拘禁委員會	大阪地方裁判所檢事局
神戸豫防拘禁委員會	神戸地方裁判所檢事局
高松豫防拘禁委員會	高松地方裁判所檢事局
名古屋豫防拘禁委員會	名古屋地方裁判所檢事局
金澤豫防拘禁委員會	金澤地方裁判所檢事局
廣島豫防拘禁委員會	廣島地方裁判所檢事局
岡山豫防拘禁委員會	岡山地方裁判所檢事局
福岡豫防拘禁委員會	福岡地方裁判所檢事局
熊本豫防拘禁委員會	熊本地方裁判所檢事局
仙臺豫防拘禁委員會	仙臺地方裁判所檢事局
秋田豫防拘禁委員會	秋田地方裁判所檢事局
靑森豫防拘禁委員會	靑森地方裁判所檢事局
札幌豫防拘禁委員會	札幌地方裁判所檢事局
函館豫防拘禁委員會	函館地方裁判所檢事局

□戒具ノ製式及使用方法ニ關スル件

（昭和十六年六月二十七日
司法省訓令行甲第一、〇三三號）

戒具ノ製式及使用方法

第一條　戒具ノ製式ハ昭和四年司法省訓令行甲第七百四十號中捕繩、手錠及防聲具ノ製式ニ依ル

第二條　戒具ハ豫防拘禁所長ノ命令アルニ非ザレバ使用スルコトヲ得ズ

第三條　捕繩及手錠ハ暴行、逃走若ハ自殺ノ虞アル者又ハ護送途中ノ者ニ限リ之ヲ使用スルコトヲ得

第四條　防聲具ハ制止ヲ肯ゼズシテ大聲ヲ發スル者ニ限リ之ヲ使用スルコトヲ得

防聲具ノ使用ハ五時間ヲ超ユルコトヲ得ス但シ特ニ繼續ノ必要アル場合ニ於イテハ爾後三時間毎ニ更新スルコトヲ妨ゲズ

第五條　革手錠又ハ防聲具ヲ使用シタルトキハ一定ノ帳簿ニ使用セラレタル者ノ氏名、使用年月日、使用時間竝ニ使用ノ事由及狀況ヲ記錄スベシ

□豫防拘禁所事務分掌規程制定ノ件

豫防拘禁所事務分掌規程

第一條　豫防拘禁所ニ第一課及第二課ヲ置ク

第二條　第一課ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル

一　職員ノ敎養及訓練ニ關スル事項
二　秩序維持ニ關スル事項
三　身上調査ニ關スル事項
四　保健、醫療及衞生ニ關スル事項
五、信書及接見ニ關スル事項
六　閱讀圖書ニ關スル事項
七　訓育、訓練及勞作ニ關スル事項

第三條　第二課ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル

一　職員ノ身分進退ニ關スル事項
二　文書、記錄、統計、指紋、收容及釋放ニ關スル事項
三　豫算、決算及金錢ノ出納ニ關スル事項
四　差押及領置ニ關スル事項
五　物品ノ出納、保管、營繕及國有財産ノ管理ニ關スル事項
六　他課ノ主管ニ屬セザル事項

第四條　各課ニ課長ヲ置ク

課長ハ敎導官、敎導官補又ハ書記ヲ以テ之ニ充ツ上官ノ指揮監督ヲ承ケ其ノ課ノ主管ニ屬スル事務ヲ分掌ス

第五條　豫防拘禁所長ハ課長ヲ命免シ其ノ旨ヲ司法大臣ニ報告スベシ

第六條　豫防拘禁所長必要アリト認ムルトキハ各課ニ主任ヲ置クコトヲ得

（昭和十六年七月一日
司法省訓令行甲第一、〇三六號）

□豫防拘禁所敎導官補特別任用實務考査及學術試驗規程制定ノ件

判任文官特別任用令ニ依リ豫防拘禁所敎導官補特別任用實務考査及學術試驗規程左ノ通定ム

豫防拘禁所敎導官補特別任用實務考査及學術試驗規程

第一條　豫防拘禁所敎導官補ノ特別任用ニ付行フ實務考査及學術試驗ハ本規程ノ定ムル所ニ依ル

第二條　實務考査表ニ照シ敎導官及敎導官補ノ意見ヲ徵シ豫防拘禁所長其ノ良否ヲ判定ス

第三條　實務考査ノ結果良ト判定セラレタル者ニハ豫防拘禁所長別記樣式ニ依ル合格證書ヲ付與ス

第四條　學術試驗委員ハ三名乃至五名トシ司法省高等官判事、檢事、敎導官又ハ敎導官補ノ中ヨリ司法大臣之ヲ命ス

委員長ハ委員中官等最モ高キ者ヲ以テ之ニ充ツ

第五條　學術試驗ハ筆記及口述トス筆記試驗ニ合格シタル者ニ非ザレバ口述試驗ヲ受クルコトヲ得ズ

第六條　筆記試驗ハ左ノ科目ニ付之ヲ行フ

一　治安維持法、豫防拘禁手續令及豫防拘禁處遇令
二　刑法、刑事訴訟法及裁判所構成法ノ大要
三　會計法規

四　其ノ他豫防拘禁所行政上必要ナル法規
五　國史ノ大要
六　社會常識

第七條　口述試驗ハ前條第一號乃至第三號ニ付之ヲ行フ

第八條　試驗委員長ハ受驗者ノ氏名並ニ各科目ニ付其ノ筆記及口述試驗ノ成績ヲ司法大臣ニ報告スベシ

第九條　學術試驗ニ合格シタル者ニハ別記樣式ニ依ル合格證書ヲ授與ス

第十條　刑務官練習所ノ課程ヲ卒業シタル者ハ本令ニ依ル學術試驗ニ合格シタルモノトス

合格證書

何豫防拘禁所　教導　氏　名
生年月日

豫防拘禁所教導官補特別任用ニ關スル學術試驗ニ合格シタルコトヲ證ス

年　月　日　試驗委員長　官位勳等　氏　名印
試驗委員　官位勳等　氏　名印
試驗委員　官位勳等　氏　名印

□豫防拘禁所教導考查表取扱ノ件

（昭和十六年七月一日　司法省訓令行甲第一、〇三八號）

豫防拘禁所教導官補特別任用ニ關スル實務考查表ノ取扱ニ付之ヲ準用ス但シ刑務所長ノ職務ハ豫防拘禁所長之ヲ行フ

昭和四年司法省訓令第七號ハ豫防拘禁所教導考查表ノ取扱ニ付

「參照」　昭和四年十二月二十七日司法省訓令第七號ハ看守考查表取扱規程ノ件ナリ

□豫防拘禁所教導ノ職務ニ關スル件

（昭和十六年七月一日　司法省訓令行甲第一、〇三九號）

豫防拘禁所教導ハ上司ノ指揮ヲ承ケ豫防拘禁所ノ警備收容セラレタル者ノ保安、勞作、訓育、訓練其ノ他豫防拘禁所ノ事務ニ從事ス

豫防拘禁所長ハ司法大臣ノ認可ヲ受ケ豫防拘禁所教導ノ職務ニ關スル細則ヲ定ムベシ

□豫防拘禁所教導精勤證書ノ授與ニ關スル件

（昭和十六年七月一日　司法省訓令行甲第一、〇四〇號）

豫防拘禁所教導精勤證書ノ授與ニ關スル件左ノ通定ム

昭和四年十二月二十七日司法省訓令第二號ハ豫防拘禁所教導精勤證書ノ授與ニ付之ヲ準用ス但シ同令中刑務所長ノ職務ハ豫防拘禁所長之ヲ行フ

「參照」　昭和四年十二月二十七日司法省訓令第二號ハ看守精勤證書授與規則ニ關スル件ナリ

□現業ニ從事スル看守及豫防拘禁所教導休暇規程ニ關スル件

（昭和十六年七月一日　司法省訓令行甲第一、〇四一號）

看守タル者教導ニ任ゼラレタル場合又ハ教導タル者看守ニ任ゼラレタル場合現業ニ從事スル看守休暇規程及現業ニ從事スル豫防拘禁所教導休暇規程ノ適用ニ付テハ看守又ハ教導タル者ノ休勤期間ト教導又ハ看守タリシ者ノ休勤期間トハ之ヲ合算シテ休勤期間ヲ定ム

□現業ニ從事スル豫防拘禁所教導ノ休暇ニ關スル件

（昭和十六年七月一日　司法省訓令行甲第一、〇四二號）

現業ニ從事スル豫防拘禁所教導ノ休暇ニ付昭和三年司法省訓令第二號ヲ準用ス但シ刑務所長ノ職務ハ豫防拘禁所長之ヲ行フ

「參照」　昭和三年二月十六日司法省訓令第二號ハ現業ニ從事スル看守休暇規程ノ件ナリ

□豫防拘禁所教導精勤證書ノ授與ニ關スル件

（昭和十六年七月一日　司法省訓令行甲第一、〇四〇號）

豫防拘禁所教導精勤證書ノ授與ニ關スル件左ノ通定ム

昭和四年十二月二十七日司法省訓令第二號ハ豫防拘禁所教導精勤證書ノ授與ニ付之ヲ準用ス但シ同令中刑務所長ノ職務ハ豫防拘禁所長之ヲ行フ

「參照」　昭和四年十二月二十七日司法省訓令第二號ハ看守精勤證書授與規則ニ關スル件ナリ

□現業ニ從事スル看守及豫防拘禁所教導休暇規程ニ關スル件

（昭和十六年七月一日　司法省訓令行甲第一、〇四一號）

看守タル者教導ニ任ゼラレタル場合又ハ教導タル者看守ニ任ゼラレタル場合現業ニ從事スル看守休暇規程及現業ニ從事スル豫防拘禁所教導休暇規程ノ適用ニ付テハ看守又ハ教導タル者ノ休勤期間ト教導又ハ看守タリシ者ノ休勤期間トハ之ヲ合算シテ休勤期間ヲ定ム

□現業ニ從事スル豫防拘禁所教導ノ休暇ニ關スル件

（昭和十六年七月一日　司法省訓令行甲第一、〇四二號）

現業ニ從事スル豫防拘禁所教導ノ休暇ニ付昭和三年司法省訓令第二號ヲ準用ス但シ刑務所長ノ職務ハ豫防拘禁所長之ヲ行フ

「參照」　昭和三年二月十六日司法省訓令第二號ハ現業ニ從事スル看守休暇規程ノ件ナリ

□豫防拘禁所教導精勤證書ノ授與ニ關スル件

（昭和十六年七月一日　司法省訓令行甲第一、〇四〇號）

豫防拘禁所教導精勤證書ノ授與ニ關スル件左ノ通定ム

昭和四年十二月二十七日司法省訓令第二號ハ豫防拘禁所教導精勤證書ノ授與ニ付之ヲ準用ス但シ同令中刑務所長ノ職務ハ豫防拘禁所長之ヲ行フ

「參照」　昭和四年十二月二十七日司法省訓令第二號ハ看守精勤證書授與規則ニ關スル件ナリ

□豫防拘禁所雇ノ人事ニ關スル件

（昭和十六年五月二十日　司法省人庶第八四四號）

豫防拘禁所雇ノ人事ニ關スル事項ニ付テハ其ノ廳ノ名義ヲ以テ之ヲ專行スルコトヲ得

附　則

本令ハ昭和十六年五月二十日ヨリ之ヲ施行ス

□豫防拘禁所文官普通懲戒委員會設置ノ件

（昭和十六年五月二十二日　司法省人庶第八三九號）

豫防拘禁所ニ文官普通懲戒委員會ヲ置キ所屬判任待遇職員ノ懲戒ヲ審査セシム

委員長ハ豫防拘禁所長ヲ以テ之ニ充テ委員ハ豫防拘禁所高等官及本省高等官ノ中ヨリ之ヲ命ズ

□豫防拘禁所會計事務章程ニ關スル件

（昭和十六年五月十五日　司法省會甲第三三七一號）

刑務所會計事務章程ハ豫防拘禁所ニ之ヲ準用ス但シ同章程中刑務所長トアルハ豫防拘禁所長看守長トアルハ豫防拘禁所書記トス

□豫防拘禁所職員俸給及給與支給細則

（昭和十六年五月廿三日　司法省行甲第八〇五號）

豫防拘禁所職員俸給及給與支給細則左ノ通相定メ昭和十六年五月十日ヨリ之ヲ施行ス

右訓令ス

刑政第54巻第7号
矯正図書館

豫防拘禁所職員俸給及給與支給細則

第一條　豫防拘禁所教導給與令第九條ノ規定ニ依リ支給スベキ勤務手當ハ一ケ月以内適宜取纏メ支給スベシ

第二條　豫防拘禁所教導給與令第十一條ノ規定ニ依リ支給スベキ宿料ハ新任復職又ハ轉任ノ場合ニ於テハ任地ニ到達ノ日マデ之ヲ支給セズ

第三條　事務ノ囑託手當又ハ雇員傭人ノ給料ニシテ日額ヲ以テ定メタルモノニ付テハ其ノ勤務日數ニ依リ之ヲ支給スベシ

第四條　臨時雇傭ニ係ル者ヲ除クノ外雇員傭人ニシテ陸海軍ニ召集セラレ陸海軍ニ於テ俸給料ヲ受クル者ハ其ノ間雇員傭人給料ノ支給ヲ停止ス但シ陸海軍ニ於テ受クル俸給給料ノ額雇員傭人ノ給料額ヨリ寡少ナルトキハ其ノ不足額ヲ補給ス

第五條　雇員傭人ニシテ月額ヲ以テ給料ヲ定メタル者病氣ノ爲勤務セザルコト三十日ヲ超ユルトキ又ハ私事ノ故障ニ因リ勤務セザルコト十日ヲ超ユルトキハ其ノ超過シタル缺勤日數ニ對シ日割ヲ以テ給料ノ半額ヲ減ズ但シ公務ノ爲傷痍ヲ受ケ若ハ疾病ニ罹リ又ハ特ニ休暇ヲ許シタルトキハ此ノ限ニ在ラズ日額ヲ以テ給料ヲ定メタル者前項但書合ニ該當スルトキハ其ノ間ノ給料ヲ支給ス

第六條　本細則ニ定ムルモノヲ除クノ外宿料手當及雇員傭人ハ給料支給ニ關シテハ俸給支給ノ例ニ依ル

□教導被服料支給方ノ件

（昭和十六年五月廿三日　司法省行甲第八一〇號）

教導被服ハ代金渡トシ其ノ支給方ニ關シテハ左記ニ依リ御取扱相成度候

記

一　給與額ハ月額トシ豫算定額ノ範圍内ニ於テ之ヲ定メ支給スルコト

二　前項ノ給與額ヲ定メ又ハ變更シタルトキハ之ヲ報告スルコト

三　新任、轉任、退職若ハ死亡ノ場合ニ於テハ日割計算ニ依リ支給スルコト

□教導勤務手當支給ニ關スル件

（昭和十六年五月廿三日　司法省行甲第八一一號）

豫防拘禁所教導給與令第九條ニ依リ教導ニ給與スル勤務手當ハ左記ニ依リ支給相成度候

記

一日三時間以上六時間未滿勤務ノ者　金參十錢以内
一日六時間以上九時間未滿勤務ノ者　金五十錢以内
一日九時間以上十二時間未滿勤務ノ者　金七十錢以内
一日十二時間以上勤務ノ者　金壹圓以内

二　勤務手當ハ仕拂豫算ノ範圍内ヲ以テ處辨スベシ

追テ本文勤務手當支給金額ハ年末年度末實與ニ影響ヲ來サザル程度ニ於テ相當給與候樣御注意相成度又右豫算ハ教導ノ缺員ヨリ生スル俸給殘額ト勤務手當實費トヲ對比シ勤務手當實費多額ニシテ支拂上差支ヲ生ジタル場合ニ限リ其ノ差額增額可相成候間其ノ事由詳細申出相成度

□宿直又ハ徹夜勤務者賄料支給規程

（昭和十六年五月廿六日　司法省行甲第八〇六號）

宿直又ハ徹夜勤務者賄料支給規程左ノ通相定メ昭和十六年五月十五日ヨリ之ヲ施行ス

宿直又ハ徹夜勤務者賄料支給規程

第一條　宿直又ハ徹夜勤務ノ者ニハ左ノ區分ニ從ヒ賄料ヲ支給ス

一、判任官　一夜ニ付　金四十錢以内
一、教導及雇員　一夜ニ付　金三十五錢以内
一、傭人　一夜ニ付　金三十錢以内

第二條　宿直賄料ト徹夜勤務賄料トハ之ヲ併給セズ

第三條　第一條ノ規定ニ依ル賄料ハ翌月十日以内ニ之ヲ支給スベシ

□教導ニ給スル被服料ノ件

（昭和十六年五月廿六日　司法省行甲第八〇八號）

豫防拘禁所教導給與令附則第二項ノ規定ニ依リ教導ニ給スル被服料ハ當分ノ間一人月額拾圓以内トス

□移轉料等支給ニ關スル件

（昭和十六年五月廿六日　司法省行甲第八〇九號）

豫防拘禁所職員ノ赴任旅費ハ左ノ區分ニ依リ支給スルコトニ相成候條本年五月十五日以後ノ旅行ニ付適用有之度候

記

一　豫防拘禁所長及教導官　赴任手當　規定額ノ二分ノ一
　移轉料　規定額ノ通
　家族移轉料　規定額ノ通

二　其ノ他ノ職員　赴任手當　規定額ノ二分ノ一
　移轉料　規定額ノ二分ノ一
　家族移轉料　家族移轉料中赴任手當三分ノ二ニ該當スル金額ハ之ヲ其ノ二分ノ一但シ十二歳未滿ノ家族ニ付テハ更ニ其ノ半額

三　家族移轉料ニ付テハ家族ノ數ガ五人ヲ超過スルモノハ其ノ超過人員ニ對シテ之ヲ支給セザルコト

□教習中ノ教導ニ宿料給與ノ件依命通牒

（昭和十六年五月廿六日　司法省行甲第八一二號）

豫防拘禁所教導給與令第十一條ニ依リ教習中ノ者ニ對シテモ當然宿料ヲ支給スベキ儀ニハ候得共之ガ支給ニ際シテハ官舍及合宿所ニ居住セザル者ニ對シ教導宿料ヨリ月額ニ付一圓低減シタル額ヲ支給相成度候

□諸法規等準用ニ關スル件

（昭和十六年五月二十日　司法省行甲第七八八號）

貴處ニ於ケル事務處理上ノ諸規程等ハ特ニ定メタルモノノ外總テ刑務所ニ對スル現行訓令通牒等ヲ準用施行可相成義ニ付之ガ取扱上萬遺算ナキ樣御取計相成度此段及依命通牒候

改正治安維持法に關する文獻

○改正された治安維持法　週報　十六年四月二日號
○改正治安維持法を續る若干の問題　太田耐造　法律時報　第十三巻第五號
○豫防拘禁の理論と實際　正木亮　昭和德　第六巻第六號
○改正治安維持法概說　山崎丹照　警察研究　本年三月號より連載

保安處分一般に關する文獻

○牧野英一　日本刑法　四八八頁以下（有斐閣）
○〃　刑法改正の諸問題　六八頁以下　〃
○〃　刑法研究第五卷　三八七頁以下　〃
○〃　法律に於ける意識的と無意識的　三六〇頁以下　〃
○〃　刑法に於ける法治國思想の展開　二九四頁以下　〃
○〃　刑法に於ける重點の變遷　二六〇頁以下　〃
○〃　刑事學の新思潮と新刑法　二三一頁以下　〃
○〃　刑罰と保安處分とに就て　法學志林第十九卷第九號
○泉二新熊　刑法大要　三四七頁以下（有斐閣）
○〃　刑事學研究（保護觀察制度）　三七二頁以下　〃
○小野清一郎　刑法講義　二一六頁以下　〃
○〃　法理學と「文化」の概念　四三六頁以下　〃
○山岡萬之助　刑事政策學　五二二頁以下　日本大學
○島保　刑事政策學大綱　二一八頁以下　清水書店
○坂本英雄　刑事政策學　一五八頁以下　明治大學出版部
○木村龜二　刑事政策の諸問題　二九七頁以下
○〃　刑法改正の社會的意義　法律時報第四卷第五號
○〃　常習犯人に對する刑事政策的考察　刑政第四五卷第五號
○〃　保安處分論　法學第六卷第六號
○〃　ナチスの保安及び矯正處分法　刑政第四七卷第七號
○正木亮　刑事政策汎論　二七〇頁以下（有斐閣）
○〃　警察監督より保監察へ—刑法改正案に對する部分的考察　警察研究第三卷第九號
○安平政吉　保安處分法の理論　（嚴松堂）
○〃　團體主義の刑法理論　二三七頁以下　〃
○〃　豫戒處分理論の新構成—犯罪以前の危險性格者取締の問題　臺法第二十八卷第六號
○〃　保安處分法理論の體系構成　法學協會雜誌　第九號乃至十三號
○瀧川幸辰　ビルクマイヤー「刑罰と保安處分」　法學論叢第五卷　第三號第四號
○池田重、雄　刑罰と保安處分に就て　法學志林第十九卷第九號乃至第十二號
○島田武夫　保安處分の刑法的構成に就て　法律學研究第二十八卷第九號第十號

○池田克　保安處分制度の原因的考察　警察研究第三卷第十號
○岡田朝太郎　刑法改正豫備草案略解　早稻田法學第八卷八四頁以下
○常盤敏太　刑法の保安處分化　刑政第四十三卷第九號
○ラビノウヰッチ　永井邦男譯　保安處分論　（立興社）
○大塚鄕二　ドイツの常習犯加重例及び保安處分例　法學志林第三六卷第六號
○齋藤玉男　日獨改正刑法草案の精神異常關係項目　犯罪第一卷第四號
○佐瀨昌三　罪刑法定主義の保安處分に於ける思想的展開　法曹　第十四卷　第三號第四號
○〃　保安處分論　〃　第十三卷　第七號第八號
○榊原芳夫　獨乙に於ける豫防的警察拘留制度　司法研究第二十一輯一二
○〃　刑の執行と保安處分の執行（上下）　法律新聞三九二九、三九三一
○　保安處分　司法資料第一〇七號
○　保安處分斷片　九三頁以下　刑務協會
○豐島直通　行刑論集　
○　保安處分に關する資料　司法保護資料第五輯　司法大臣官房保護課
○　各國現行行刑制度　司法資料第二六九號　司法省調査部

死生觀

死生を貫くものは崇高なる獻身奉公の精神なり。

生死を超越し一意任務の完遂に邁進すべし。

身心一切の力を盡し、從容として悠久の大義に生きることを悦ひとすべし。

——戰陣訓より——

矯正図書館

編輯後記

□ 改正治安維持法の施行の結果、豫防拘禁所が新しく我が刑事制度の上にあらはれることになつた。その建物はいま豐多摩刑務所隣接の地に功を急いでゐる。

□ 日本の思想犯人はその思想の誤まりをいつの日にか必ず悟るものであるといふことは、わが國の刑事學者の年來抱いて來た確信である。豫防拘禁制度が出來たことはこの確信の誤謬を示すものではなく、寧ろ益々その確信を強むべき出來事である。

□ イギリスの豫防拘禁はいはゞ「飼ひ殺し」を觀念してゐた。ドイツのラガーは新興の政權を確立するための非常手段であつた。わが豫防拘禁は最後まで善良なる日本人に立ちかへらしむるための道場たることを目標としてゐる。

さういふ精神は改正法律にみられるところであり又それを受けた豫防拘禁處遇令の核心を爲すものであり、更にその精神は新たに任命された東京豫防拘禁所の幹部によつて着々實踐さるべきものであることを疑はない。

□ 本號は豫防拘禁制度設置を機關として特輯をすることにした。御多忙の中を執筆の勞を賜はつた正木博士、安達書記官に厚く謝意を表する。なほ法令その他の資料についても多少蒐集したものがあつたのであるが、紙數の關係上割愛の已むなきに至つた。

□ 「犯罪と經濟狀態」や「犯罪學入門」などでわが國でも知られたアムステルダム大學教授ボンガーが本年五月に逝去したと報ぜられてゐる。彼の見解の基礎をなしてゐる社會民主主義的觀念については充分警戒しつゝ、彼の提出したテーマは戰時下の日本に重大なるものあることを考へねばなるまい。

（をがは）

定價表

一冊（稅共）	金三十錢
六冊（稅共）	金一圓八十錢
十二冊（稅共）	金三圓六十錢

廣告料

一等	一頁	金五十圓
二等	一頁	金四十圓
普通	一頁	金三十圓

注文規定

●御注文は總て前金のこと
●御送金は郵便爲替ならば司法省郵便局取扱にて拂込のこと、但しなるべく振替を利用せられたし、口座は東京二五〇五九番

明治二十七年二月二十六日第三種郵便物認可
昭和十六年六月二十八日印刷納本
昭和十六年七月一日發行

編輯兼發行人 東京市葛飾區小菅町一二八四番地 大原虎夫
印刷人 東京市葛飾區小菅町一二八四番地 大河内恭三郎
印刷所 東京市麹町區霞ヶ關一丁目一番地 刑務協會印刷所
發行所 東京市麹町區霞ヶ關一丁目一番地 刑務協會
電話銀座二三四四・三八二五番
振替口座東京二五〇五九番
東京市神田區淡路町二丁目九番地
配給元 日本出版配給株式會社

矯正図書館